

令和5年第3回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和5年6月6日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和5年6月7日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 井上 容子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 山口 和宏	11番 奥川 直人	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 真砂 浩行	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 見並 智俊	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 山本 陽二	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 内山 治久	生活環境室長 山口 成人
地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 中山 元太
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	前川さおり P2-P12	(1) 空き家からの支障木及び雑草について (2) 動物遺棄について
2	山路 善己 P13-P26	(1) 玉城町の抱える課題ほか
3	奥川 直人 P26-P42	(1) 庁舎内屋根付き思いやり駐車場の活用促進について (2) 地震災害に対する、玉城町防災の取り組みについて
4	井上 容子 P42-P55	(1) 土地利用の考え方と今後の対策 (2) 包括的な町のありかたについて
5	北 守 P55-P69	(1) 新型コロナ後の健康福祉施策について

6	中西 友子 P69-P79	(1) 感電ブレーカーの導入について (2) 自主防災組織について (3) 人口減少抑制について
---	------------------	--

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

- 議長(風口 尚) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、令和5年第3回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(風口 尚) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
5番 前川さおり 議員 6番 山路 善己 議員
の2名を指名いたします。

◎日程第2 町政一般に関する質問

- 議長(風口 尚) 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

[5番 前川 さおり 議員登壇]

《5番 前川 さおり 議員》

- 議長(風口 尚) 初めに、5番 前川さおり議員の質問を許します。
5番 前川さおり議員。

- 5番(前川 さおり) 5番 前川。
おはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、今回は2点、空き家からの支障木、いわゆる越境竹木というんですかね、及び雑草の管理についてと、動物の遺棄への対応などについて質問をさせていただきます。

まず初めに、先週末の記録的豪雨により被害に遭われました方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、1点目の質問でございます。

近年、空き家から道路や隣家に張り出している支障木、越境竹木や雑草についての相談を受けることが非常に多く、これからも同様の事態が増加することが懸念されると思

います。このことは、窓口である担当課の皆様も深刻に考えられてみえるのではないかと思います。このことは、窓口である担当課の皆様も深刻に考えられてみえるのではないかと思います。このことは、窓口である担当課の皆様も深刻に考えられてみえるのではないかと思います。このことは、窓口である担当課の皆様も深刻に考えられてみえるのではないかと思います。

○議長（風口 尚） 5番 前川さおり議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 前川議員から、空き家からの支障木及び雑草の管理についてのご質問をいただきました。

やはり町の皆さん方が毎日生活をしていく上で、周りの環境、住環境というのは大事にしていかなきゃならんと、こんなふうに思っております。そして、空き家とかいろいろな支障木といますか、雑草が、いろんな地域の安全面、衛生面、景観面などにも悪影響を及ぼしておるという状況もあるわけでございまして、やはり玉城町といたしましても、何とかして地域の皆さん同士が守ってくださっている、あるいはまた管理なさっておられたというふうなところを、これをこれからも何とか継続していかなきゃならんと、こんなふうに思っております。

空き家につきましても、今までもご質問をいただいたり、担当から答弁をしておりますけれども、管理責任というのは当然のことながら、所有者または管理者というふうなことになるのが原則でございまして、これは玉城町だけではございまして、全国各地、このことが問題になってきておるわけでございまして、国も法律改正等で対策を強化しておるといのが現状でございます。

玉城町でも、一昨年前からも区長さんにも協力をいただきながら、さらに毎年空き家の実態調査をさせていただいておるわけでございます。また、把握をさせていただいた空き家の情報を最大限に有効に活用していくために、昨年からでございますけれども、日本郵政、日本郵便と連携をいたしまして、空き家情報のデジタル化を進めております。

空き家対策は、空き家が傷む前に、家屋が傷む前に手だてを講じていただくというふうなことが大変重要であるわけでありまして、空き家バンクをはじめとする各種補助制度を整備しておるのも今の玉城町の状況でございます。

なんといいましても、地域や町が一体となって、この取組を継続していくということが肝要であるというふうにございまして、今後も、安心・安全なこの玉城町の住環境を保全していくために、一層のご理解とご協力をお願いするものでございまして。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） それでは、住民の方、もしくは区長さんから、こちらのほうの越境竹木であったり、そういった問合せ、苦情などがあつた場合、どういった手順で進められていきますか。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

お尋ねをいただきましたその越境竹木への対応ということでございまして、そ

ういった問合せがございましたら、少し現地を確認いたしまして、その方々に適正に管理をしてくださいねというような通知を发出させていただくようにしてございます。例年15件から20件ぐらいの件数で、空き家の場合については通知をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） 恐らくこの15件から20件というのは、同じ方なのかなというふうに私はちょっと理解をしているところなんですけれども、その通達後、すぐに対応していただける場合はまず問題ないと思うんですが、通達しても何ら対応いただけなかった場合、町としてはその後はどのように進められていきますか。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

通知を、年間約20件、通知をいたしまして、おおむね8割程度の方々については、ご対応いただいておりますという状況でございます。通知の中に、まず役場のほうに連絡をしてくださいというようなメッセージを添えて通知をさせていただいていまして、電話がかかってきて、早速するわとか、ああ、今年忘れとったわとか、いろいろケース・バイ・ケースであるんですけれども、おおむね8割程度が対応いただけているのかなということでございます。

ご指摘をいただいたその約2割についてどうしているんだというふうな話なんです、今の空き家と言われるものの所有者なんですけれども、この発生の原因というのが、ほとんどが相続に起因するものでありまして、共有されている方が多いと、複数の名義人でもって所有をされているということもありまして、そうなると町外であったり、県外というケースが多いんですが、住所のほうはこちらのほうで調べられますので、まずは通知をさせていただいて、そこで音沙汰なしというようなことがあれば、今度、電話をしないとその人と連絡取れないということになりまして、私どもその行政情報の中で電話番号というのを管理しておるものではございませんので、電話番号を持っていらっしゃる方を調査しながら、電話番号が見つかったものについてはお電話をさせていただいて、こういう状況ですので適正な管理をお願いしますというような対応を取らせていただいております。

ですので、それでも電話番号も見つからないとなりますと、重ねて通知を送るしか、今、方法がないということでございますので、そういった対応で今しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 5番 前川議員。

○5番（前川 さおり） そうしますと、令和5年4月でしたか、民法、物権法が改正されて、新233条の中では、竹木が越境された側での切除可能なルールが導入された

と思います。その中に幾つか条件あるんですけども、「竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき」、2番目が、「竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき」、3番目に「急迫の事情があるとき」、この規定によって、隣地が所有者不明の土地であっても適切対処することが可能というようなルールが導入されました。

民法は、あくまで私人間の法律関係の基本法でございますので、行政が介入すべきところというのが悩ましい部分もあるかもしれませんが、お困りの町民の方々が少なからずいらっしゃるということは事実でございます。

まず、道路へ支障がある場合の対処は、どのように進めることが望ましいとお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（風口 尚） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

議員お尋ねの越境竹木による道路への支障ということでの対応でお答えさせていただきます。

前段で申し上げていますように、やはり道路上にはみ出している幹や枝についても、土地所有者の所有権というのはございますので、町のほうで勝手な伐採等はできません。

ただ、このたびの民法改正を受け止めての変化というところで申し上げますと、このたびの民法改正では、具体的には、従来の規制に関しまして一定の例外を認めたような内容ということで、議員先ほどおっしゃいました。町として、所有者に対応を求める考え、スタイルに関しては、基本的には変化はございませんけれども、通行に支障が及ぶ状況、特に道路目線で考えた場合、今までは、従来緊急措置の対応としてやむを得ず行ってきた伐採が、このたびの民法改正によって、町としての取組として扱えるようになったことだと思っています。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） ちなみに、年間で平均何件ぐらい、そういうお問合せってあるんでしょうか。

○議長（風口 尚） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

空き家とか隣地間以上に、やはり道路面した部分というのは大変件数多くございまして、令和4年度の実績は58件ございました。これは、本来、そこへはみ出ている枝や木の所有者ということにはなかなか特定しにくいということで、土地の所有者ということで、伐採の依頼のほうをかせせてもらっております。

以上です。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） お分かりになる範囲で結構なんですけれども、この58件中に解決できた件数というのはお分かりになりますか。

○議長（風口 尚） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 基本的には、やはり程度問題というのもございます。伐採の範囲を、建設課としては、車道で道路面から4.5メートル、歩道ですと、ちょうどアスファルト面から2.5メートルということで、建築限界の数値を準用させてもらって、伐採の指導のほうさせてもらっております。比較的そこら辺でお願いさせてもうとる中ですと、8割ほどの対応はしてまうてますんですけども、やはり当たらん部分だけの伐採ということになりますので、当然、木々のほうはまた伸びてくるというようなケースがございまして、これを追っかけ合いしとるような実情です。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） それでは、隣家からへの支障という部分に関しましては、どのように考えられてみえますか。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

民家から民家、お住まい、空き地も含めてなんですけれども、そのケースにつきましては、冒頭、中川室長のほうも申し上げたみたいに、生活環境室のほうで現地調査をいたしまして、その後、通知をさせていただいた状況でございます。大体年間30件から40件程度、場所としては同じような、同じ場所の繰り返しということで変わらないような状況でございます。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） では、このような状態になるまでの解決策というのはお持ちではございませんでしょうか。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

こちらにつきましては、国の空家対策の特別措置法というのがありまして、空家の特措法というふうな言い方をしておりますが、こちらについてもその民法と併せて改正をされまして、所有者に対する管理の強化が図られたところでございます。

もう少し突っ込んで話をしますと、住宅用地特例の6分の1軽減という、固定資産税を減額するという措置があるんですけども、この管理不全空家に対してもこの軽減措置を外すことができるというような規定も掲載をされたということもございまして、これまでですと、空き家と、それから特定空家という非常に危険な空き家という考え方だったんですが、国もその中間に管理不全空家というようなものを創設いたしまして、そこについて取組の強化をされておるといのが、ちょっと国の状況ということでございます。

代わりまして私ども玉城町でということなんですけれども、冒頭、町長からもお話をさせていただいたとおり、そういう状態になってしまうとなかなか、平生のほうからも話ありましたとおり、伸びてきたものを切って、また伸びて切ってというような、どん

どん悪い状態のほうに進んでしまうということもございますので、私どもとしては、まずはそうなる前に活用に早く踏み切っていただきたい。あくまで所有者の責任ということでございますので、そのボトルネックとなっている課題を何とか除去しましょうということで、まずは空き家バンクを創設させていただき、その空き家バンクの創設に併せて3つの補助金というのを準備させていただいております。

1つが、空き家の、いつも登録来る前に皆さん口にされるのが、うち片づいてないんやわというふうなこと聞かせていただくので、お掃除していただく、遺品の整理のための補助金を準備させていただきました。

また、空き家バンクたくさんあっても来てもらう方がないと、需要と供給がバランスが取れないといけないということで、来ていただく方の引っ越しの補助というのを準備させていただいております。

それから、空き家のリフォーム補助というのが150万円、前からあるんですけども、改正をさせていただいて、以前ですと町外からしか駄目ですよということだったのを、町内でもいいよというような拡大をさせていただいて、準備をさせていただきました。

あと一つは、空き家の除却の補助でございまして、これについても、除却をしますと、先ほど申し上げた住宅用地特例というのが受けられなくなってしまうので、その辺を含めて、その固定資産税が増額に値するような分を補助金として支出して、その間にその空き地を処分していただきたいということで、そういったリフォーム入れますと4つの補助金でもって空き家バンクの登録を進めまして、その状態にならないような手だてを講じておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

建設課からは、道路を中心といたしまして取組み、未然に防ぐ具体策というので説明させてもらいたいと思います。

町民に向けまして、道路沿いの雑草や枝木などの管理いただくための取組を、道路美化ボランティア活動支援として推進しております。この制度の内容につきましては、道路や公園などの美化を目的とする草刈りや清掃など、地域の皆様のボランティアに対しまして、草刈り機等の刃や燃料など、消耗品などの支援を行うものでございます。

目線を増やすことで、こちらの活動に対しての支援ということでご理解いただきたいのと、これらの制度を活用しまして、町民の皆様の道路の除草であるとか、枝払いなど、協力をいただくことで、環境美化の取組につなげたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） よく分かりました。

先ほど中川室長のほうから空き家バンクのほうに触れられていたので、実際、実績と

というのは今はどのような感じなんですか。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

空き家バンクの活用の状況ということでございますが、昨年度、その1件目の登録がなかなか出てこなかったというところでありましたが、3月でしたか、空き家バンクの登録が、まず初めての登録がございまして、上げた途端にそこを活用したいという方が見えまして、今その交渉中ということでございます。

ですので、今、ホームページ見てもらうとゼロ件になっているんですが、上がってすぐ今なくなったという状況で、さらに今1件、間もなく登録を迎える空き家というのを、今こちらで案件として抱えておりますけれども、1件また上がるということですので、徐々に取組も広がっているのかなというふうに考えてございまして、引き続きこちらの空き家バンクの活性化といいますか、そういったことをお願いさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） 例えば道路だったら、道路パトロールとかをされていると思うんですが、この空き家に関してのパトロール的なものというのはされていませんか。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

こちらの空き家の調査というのは、冒頭、これも町長申し上げたとおり、例年、自治区長さんをお願いをして、空き家の調査をお願いしておるところでございます。聞くところによりますと、その区によっては組頭さんと言われる方が地域を回っていただいたりとか、その空き家に対して関心を持っていただいたりとか、早く発見、処理につなげたいという思いで、自治区の皆様方にご協力をお願いしておるところでございます。定期的に毎日というよりは、まず、地域での関心を持っていただいて、早くこちらにも情報をいただければそういう通知も発出をさせていただくので、そういった意味で地域については、それぞれの地域で対応をお願いしておるという現状でございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） そうですね、日本郵政さんとも提携されていらっしゃるということで、そういうお話をいただいていたと思います。

冒頭に触れさせていただきましたけれども、今後もこういった問題というのは、このままでは増えていくと思います。例えばその民地間の話になると、先ほどの話で、なかなか役場のほうで介入というのは難しいということも、私も理解はしてはいるんですけども、非常にお困りの方が多いものですから、できれば早急に何か手だてを打ってい

ただいて、解決いただくことを強く望みまして、次の質問へ移ります。

では、次の質問なんですけれども、動物遺棄の問題でございます。

県は、2014年度から殺処分の減少に向けた取組を進めまして、昨年度、県内で殺処分された犬猫が、統計を始めた2015年度以降で初めてゼロになったと、5月27日付の中日新聞にて掲載をされておりました。

しかし、その一方で、動物、特に猫の遺棄が後を絶たず、保護団体や、また保護活動を行われてみえる方は、日々奔走されているというのが現状なんです。令和4年12月議会定例会では、猫のTNRなどについて質問させていただきましたが、今回は、遺棄をなくすためにどのように取り組んでいかれるか、その点を伺います。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

遺棄に対してでございますけれども、まず最初に、動物の愛護及び管理に関する法律について若干触れさせていただきたいと思えます。

同法第2条の基本原則では、第1項で、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適切に取り扱うようにしなければならない」と、また、同条第2項におきましては、「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は管理の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」とあります。

同法第7条におきましては、「動物の所有者又は占有者の責務等」として、第4項で、「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的を達成する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならない」と、終生飼養について規定されており、第5条では、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。

また、第44条には、罰則規定がございます。同条第3項で、「愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」とあります。

このように法整備がなされている中でも、玉城町でも住民の皆様から捨て猫の連絡、また、保護していただき、役場へ直接お持ちいただくなど、把握できているものだけでも年間数十匹の猫が遺棄されている状況でございます。

町といたしましても、殺処分を減らし、またなくすためにも、ボランティアの方々のお力をお借りし、譲渡へ結びつけているところでございます。

動物の虐待や遺棄は、犯罪でございます。引き続き町といたしましては、警察署への情報提供など、連携を密にし対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） 先ほど答弁いただきましたところが、遺棄の問題に対して取り組まれていることなのかなとは受け止めさせていただいたんですが、そのほかに何かございませんか。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

遺棄の問題に特化して取り組んでおることはございませんが、今現状、実施しております犬及び猫の不妊手術費等助成金制度やTNR活動などが、この事業自体が遺棄の減少につながっているものと考えております。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） 先ほどちょっとおっしゃられていましたけれども、愛護動物の遺棄、虐待等に関する事件が後を絶たない状況等を踏まえて、令和2年6月1日から改正動物の愛護及び管理に関する法律が施行されて、先ほどおっしゃられていましたが、罰則が強化されました。

しかし、どうやらこのことに対してご存じない方が多いようなんです。こういったことについても幅広く訴えていく必要があるのではないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

まず、動物を飼養する、飼育する上で、飼い主の方は本来知っていただいとらないかんことやということを思うんですけれども、なかなか細かい法律の中まで承知しておる方は、全ての方がということは難しいと思いますので、何らかの機会を設けて周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、参考に、三重県における動物の愛護及び管理に関する法律に関する検挙数でございます。

罰則規定が設けられました、強化されました令和2年度が5件、令和3年度が3件、令和4年度が2件という状況でございますけれども、全国的には令和3年度で160件程度あったかというふうに把握をしておる状況です。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） では、動物を遺棄するということの背景には様々な要因が考えられるんですけれども、例えば避妊手術をしていない雌猫を、家と外を自由に行き来させていたので妊娠をしてしまいました。でもこれ以上家では育てられないので遺棄をしてしまう。こういうケースが実は少なくない話なんです。こうならないように先ほどの話なんです、飼い主の方への正しい飼育方法などを周知していくことが最も必要だと思うんです。この点に関してのお考えを伺えますか。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

法の、最初に申しあげました第7条の中で「動物の所有者又は占有者の責務等」、第5項の中で、「動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない」、これが避妊手術のことだというふうに解釈をいたしますけれども、まず、飼い主の責務として規定をされておる状況、これは先ほどの問いも同じなんですけれども、ご質問も同じなんです、知ってみえる方が少ないということでございますので、こちらも併せて周知する機会を設けて周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） それと、まだまだ去勢・避妊手術代が助成の対象になるということすらもご存じない方が多いのではないのでしょうか。加えて、前回、去勢・避妊手術の助成金について、見直しは今のところ考えていらっしゃるのと答弁だったと記憶はしているんですけども、実際のところ手術代金がネックになって手術していないんですという方もいらっしゃるんです。不幸な命を減らすためにも助成金の見直しを再度ご検討いただけませんか。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

まず、去勢手術の制度自体を知らない方がというご指摘がございましたけれども、町といたしましては、広報紙で年2回ほど周知をしているほか、近隣の動物病院へ制度を説明して、申請書を配付しております。ですので、その近隣の中で受けていただく方、玉城町の方につきましては、漏れがないような状況だというふうに考えております。

また、次に、去勢手術につきましては、補助金の有無や補助金額の、助成金の高い低いで実施するものではないのではないかと、飼い主の責任として行っていただくものやというふうに考えております。

助成金額の見直しにつきまして、前回ご答弁申し上げたところでございますけれども、令和3年度に見直しをかねまして、犬猫の雄2,000円、雌3,000円と増額いたしました。近隣と比べますと犬の部分で若干低いというようなことでございますけれども、県内におきましては、制度のない自治体もございます。

今後、引き続き周辺自治体の状況も参考にして検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） ご答弁いただいたとおりではあるんですけども、一つちょっと引かかるのが、県内では制度のない自治体もあるので今の金額で納得していますよという、私のちょっと変な捉え方かもしれないんですが、もしそういうことであれば、私がかまによく言わせていただいているんですけども、やらない理由よりも、やる理由をまず考えていただきたいんです。これだけ必要とされる方がいるので、私もこのよ

うに質問させていただいているわけで。

ここで、ではちょっと町長にもお伺いしたいと思います。

こういうちょっと小さいことかもしれませんが、不幸な命を減らすための一助にもつながるかもしれないことなんです。それでも助成金の見直しということはご検討いただけますでしょうか。お考えを教えてください。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今、状況は、山口室長のほうからも答弁をしておりますけれども、近隣の町、あるいは県下の状況、こちらのほうも把握をしながら、どういう形がいいかというのは、今、直ちにここで分かりましたと、こういうわけにはなりませんけれども、状況を把握して、そのうちで検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） では、ぜひとも前向きな検討を期待したいと思います。

それで、一番大事なことになるかもしれませんが、子供たちが命の尊さを知って慈しむ気持ちを育むこと、飼い主となる責任を学ぶ機会の創出ということも、遺棄をなくすことへの重要な一つと考えられます。教育委員会との連携についても早急に取り組んでいただきたいと考えておりますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活環境室 山口室長。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

このご質問につきましても、前回、令和4年12月議会のほうでご報告、ご回答をさせていただきましたけれども、三重県が、小学生などを対象とした動物の接し方や命の尊さなど、動物愛護に関する出前教室を実施しております。前回の答弁時におきましては、コロナ禍のため休止状態でしたが、先般、再開されましたので、これらを活用した学習の機会が持てればと考えておりますので、学校への情報提供を早速進めさせていただきたいというふうに考えております。

また、これとは別に9月20日から9月26日まで動物愛護週間となっております。この週間に合わせて、先ほどいろいろな周知等も併せてさせていただき、主な周知というのは大体三重県のほうから来ますので、そのあたりも含めて、それに加えた形で対応させていただきたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 前川議員。

○5番（前川 さおり） 今日ご質問させていただきましたことは、イベントのような派手さも盛り上がりも持ち合わせてはないと思うんですけれども、こういう皆様のお困り事を地道に一つ一つ解決していくということも、まちづくりの、私は大事な一環ではないのかなというふうに思っています。これからのことに期待をしまして、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 前川さおり議員の質問は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(午前9時38分 休憩)

(午前9時50分 再開)

- 議長（風口 尚） 再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

〔6番 山路 善己 議員登壇〕

《6番 山路 善己 議員》

- 議長（風口 尚） 次に、6番 山路善己議員の質問を許します。

6番 山路善己議員。

- 6番（山路 善己） 6番 山路善己。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

今回の質問は、皆さんご存じのとおり私も議員の任期は4年で、9月に任期満了となります。それで、私、この4年間の間に毎定例会ごとに質問させていただきました。その答弁は、質問かたがた提案をさせてもらい、要望もさせてもらって、実現していただいたこともあります。そのほか、検討で終わっているというのもあります。

私、思うんですけれども、質問させてもらって終わるんでは、これはあまり意味がないと思います。もう少しみ砕いて言いますと、いつも質問をしつ放しで終わってはあきませんと。検討します、そういった答弁もらった件については、もう一度最後に、任期の最後にちゃんと確認をして、それでこれを、任期を全うするのが筋じゃないかと思えます。

それで、今まで質問させてもらった事項、検討しますとおっしゃったところ、本当に検討してもらっていることもあるかも分かりません。ただ、山路議員の言うことは、町民のためになることやから、1回ぐらいやってみようかと、そんなのもあるかも分かりません。そういった意味で、この4年間の一般質問の検証をさせていただきます。

ここで、この6月定例会の今からと、それから9月の定例会、2回にわたって、4年間の質問の検証をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、質問させていただきます。

①のアですけれども、これは職員さんのニーズに関する事なんですが、この玉城町のような小さな自治体では、1人の職員さんが複数の業務を担っておられます。それが現状だと思います。そして、部署によっては忙しくて手が回らない、また、業務が遅滞している部署もあります。そういったことを鑑みますと、果たして職員数はこれでいいのかなという疑問が生じます。

それで、玉城町の条例の職員の定数は、町長の事務部局の職員さん、それからあと、それを離れて、議会の事務部局の職員、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育

委員会とあります。その合計が、職員の定数246名と定まっております。

それで、現在の雇用されている人数をお尋ねします。

○議長（風口 尚） 6番 山路善己議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 山路議員からご質問をいただきました。今までも幾つかのご質問やご提案をいただいております、いろんな貴重なご意見、参考にさせていただいております次第でございます。

玉城町の町政運営は、やはり根拠となりますところが地方自治法でありますし、地方自治法の第2条に定めておりますところの、最少の経費で最大の効果を図らなければならないということが提起されておるわけでありまして、町としてご承知のような、町の将来、どういうまちづくりしていくのかというところの総合計画なり、あるいは、まち・ひと・しごとの地方創生の計画なり、そういったところで議会ははじめ、あるいは多くの町の代表の皆さん方にも参画をしていただきながら、まちづくりの計画を一つ一つ前進をさせていただいております、今の現状でございます。

そんな中で、急激な町を取り巻く変化というのは、ご承知のとおり、コロナ感染があったり、その前は未曾有の大水害があったりというふうなこともありますし、また昨今では、ご承知のような少子化と、あるいは空き家、いろんなことが課題としてあるわけでありましてけれども、そうした町を取り巻くいろんな課題に対応していく。そのためには、議員もご質問いただいております、その体制を取らなきゃならん。職員体制が要ると、こういうことでございました。

一方で、財政の健全化を図りながら、確保しながら、自主自立で玉城町として単独の町として発展を続けていかなきゃならんと、こんなふうな考え方を持っておるわけでありまして。

具体的なお質問でございます。担当課長からそれぞれ答弁をいたさせます。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

議員ご質問の職員の数でございますが、本年の4月1日現在ではございますが、176名ということになってございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 前も一度聞かせてもらいましたが、大体これぐらいじゃなかったかなと思います。ちょっと少ないような気もしますが。

この176名の中に、非正規職員さんも入っているんですか。

○議長（風口 尚） 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

176名の中には、任期つき職員5名と再任用の職員、フルタイムでございますけれども、4名は含んでございます。それ以外の会計年度任用職員等については含んでいない

数字ということでご理解いただきたいと思います。

あと、ここ近年の数字の経緯をちょっとご紹介させていただこうかと思うんですけども、よろしいですか。分かりました。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 実際、会計年度任用職員さん、本当に一生懸命働いていらっしゃるって、人数に含めていいのではないかなと思うんですが、ちなみに会計年度任用職員さん人数は、今、分かりますか。分かったら教えてください。

○議長（風口 尚） 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 会計年度任用職員につきましては、293名でございます。20時間、短時間と35時間の両方ございますけれども、両方含めまして293名でございます。

これにつきましては、参考までですけれども、病院、ケアハイツあたりの職員も含んでおるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 293名の会計年度任用職員さんですか。町長の事務部局の中には病院関係の方もいらっしゃいますので、そこら辺で会計年度任用職員、たくさん働いているのではないかなと思うんですよ。ちょっと思いのほか、本当に多くの方、働いていらっしゃると思います。

ちょっと心配しましたのは、職員数は少なくて、業務に支障があれば、支障来すようなことがあればこれはいかなんと思ひまして、町民の皆さんに迷惑をかけることになると思いますので。

それで、この人数で、今現在、ちゃんと回っているとお考えですか。

○議長（風口 尚） 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

現在も会計年度任用職員募集しております、不足しておる部分につきましては、順次、応募があり次第、対応はさせていただいておるような状況でございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） よく分かりました。本当に業務に支障を来すようなことだけはないようお願いいたします。

そして、次のイの質問させていただきます。

建設課とか上下水道部が該当になると思うんですけども、技術職の職員さんが本当に少ないと思います。そして、現場の間違いとかが、図面の間違とかが、境界の間違いとかが、いろんなことが、よく発生しております、現実的に。それで、5月号の広報たまきで土木建築技術者若干名募集しております。これ、生まれた年齢の制限からいきますと、新卒だけでなく、経験者の雇用も考えていらっしゃるんですか。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

この5月号に募集させていただきました対象の方につきましては、原則的には新卒の方となっております。ただ、新しく高校の方につきましては、この段階では募集することができませんので、高校の新卒者につきましては、後に募集させていただく予定しております。来月号の発行で予定をさせていただいておりますし、また来月号につきましては、7月号の広報で募集させていただく予定しております。これにも同様の土木建築の技術職員を若干名募集させていただく予定をしております。これにつきましては、若干年齢層が高い経験者の分も含めて募集をさせていただくというふうな予定で、今、進めておるところでございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 私、ずっと拝見させてもらっておりまして、新卒の技術職の職員さんだけでなく、同時に経験者、そういった方も、私、絶対必要やと思います。

何かといいますと、失礼な言い方が分かりませんが、しっかりとそういった技術的なこと、現場では図面、積算とか、ああいったことを本当にできる職員さん、少ないんじゃないかと思います。境界も、100年、200年たつおうちの境界、そこに道路から1メートル、宅地に入ったところの境界も打ったこともありますし、それらの資料、私、全部集めて説明したけれども理解してもらえなくて、結局、課長がちゃんと理解してくれて、ちゃんとしてもらったんですけれども、そういった境界にしろ、建設現場にしろ、そういった職員さん、新卒を採用するだけじゃなく、同時に経験者。

もう一つ、お隣の自治体には、そういった技術者の定年退職者がたくさんいらっしゃいます。今は延長雇用で65歳以上になっておるとは思いますけれども、それ以前も定年で、嘱託で65歳まで働いていた方もいらっしゃいますし、そういった方も会計年度任用職員で週3日間でもよろしいで、教育のために雇用されて、せっかく新卒の方採用するのであれば、そういった教育係として、図面の見形、図面の引き方、積算の仕方とか、現場での見方。それが、何かあって現場飛んでいっても判断できなきゃ何にもなりませんから、そういった人が必要やと思うんですけれども、これについての見解をお尋ねします。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

なかなかどの自治体も技術職員の確保については苦慮しておるところかというふうに考えます。また、今先ほど山路議員おっしゃいました退職された方、そういう知識をお持ちの方があれば、ぜひ採用するような方向に向けて検討はさせていただきたいというふうに考えてございます。おっしゃるような人材育成というんですか、教育というのは、大変、自主自立で町を継続させていくためには必要かというふうに考えております。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） そういったお考えがあるのなら、これは本当にいいと思います。私もできるだけ、力になれるところは協力もさせていただきたいと思っております。

そして、今年度、上下水道部委託料で、建設技術センターの委託料千二、三百万上がっていたと思うんですけれども、それはそれでよろしいですけれども、会計検査対象になったらもう間違いなくその書類で通っていくと思いますので。それと同時に、いつまでも技術センターに依頼して進めること、依存して進めていけば、永遠に職員さんの技術的なノウハウや知識が蓄積されません。ですから、今、中村課長おっしゃっていましたように、定年退職になった技術者の方いらしたら、もう本当に会計年度任用職員で週3日なら人件費もそうかからないと思いますので、教育のために雇用されるのがいいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

改正地方公務員法が施行されて3年たちます。現在の会計年度職員、パート雇用の方をフルタイムでの雇用はどうかということなんですけれども、例えば平成2年9月に同じ質問させてもらいましたけれども、当時、私、この庁舎の業務補助職員さん、20日どんぴしゃりで、新しい地方公務員法、会計年度任用職員のフルタイムに該当しませんけれども、当時保育所で働いていた方、これは19年の資料ですけれども、本当に暦どおり、保育所名も名前もちゃんと消して誰か分かりませんが、その人数分だけデータとして、私、当時頂きまして、本来、基本は20日勤務やったと思いますけれども、多くても22日、21日、22日、これは実際の暦のとおりやと思いますけれども、この方たちは、20日超えた分は残業扱いで勤務してもらったと聞いております。

当時、この人たちは、まるきり会計年度任用職員、フルタイム雇用であるのが順当な雇用の方法だと思っているんですけれども、そういったフルタイム雇用と、今どういった方がいらっしゃるか分かりませんが、今からでも遅くありませんし、そして、玉城町は会計年度任用職員のフルタイムの条例もできていますし、気分よく働くために、保育所の保育士さんは小さな子供を預かるんですから、一番大事な仕事やと思います。

ぜひ、フルタイム雇用で雇用していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

職員の制度の関係でございます。以前につきましては、当初、臨時職員ということで雇用してございまして、これにつきましてはフルタイムで働いていたという経緯ございます。その後、玉城町におきましては、嘱託職員という制度にさせていただきまして、臨時職員、当時にはボーナスが出ておったわけなんですけれども、それを給料の月額に上乗せした格好での嘱託職員制度を採用させていただきました。その後、改正地方公務員法が改正されたことに伴いまして、今現在の会計年度任用職員制度ということでやっております。

その中で、フルタイム職員になりますと、定数として計上がされるということの中で、玉城町といたしましては、短時間の部分でさせていただいておるところでございます。また、保育士のフルタイムにつきましては、若干ちょっと制度は違うわけなんで

すけれども、任期つき職員として採用させていただいて、フルタイムで働いていただいておりますというふうなところでございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 任期つき職員さん、3名ぐらいいらっしやったんですか。3年の任期と5年の任期ありましたね、たしか。

前回の質問当時、令和2年9月の定例会だったと思うんですけれども、新しい地方公務員法施行されて5か月たった頃ですけれども、私、総務省自治行政局公務員部公務員課に電話で、現在、1,700幾つかの自治体の中で幾つの自治体が新しい地方公務員法を準じて雇用されていますかと聞きましたら、当時、まだ全て集計はしていませんけれども、約半数近くは新しい会計年度任用職員、それに基づいて雇用していますという返事でした。多分、今もう少し増えているやないかなと思いますけれども。

いつまでも変則的な雇用にせず、ちゃんとした雇用で働いてもらうほうが、本当に皆さんのためになると思うんですけれども、今の件はよく分かりました。

それで、ちょっとちなみにお尋ねしますけれども、当時、保育士さんの雇用がなかなか難しいと聞いていましたけれども、現在どんなんでしょうか。割とスムーズに雇用できていますか。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

保育士につきましては、定数の見直し等も国のほうで論議をされておるところでございますし、全国的に保育士不足というような状況になってございます。今、募集につきましてもさせてはいただいておりますけれども、応募はいただけないというような状況が今現在続いておりますが、何とか現場のほうでやりくりをしながら、確保させていただいておりますというふうな状況でございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 求人を出しても応募が少ない、ないと、そういうことかなと思うんですけれども、ハローワークに関しては求職もありますので、職を求める。それを私、見せてもらいましたら、当時、10名か十二、三名の方が、幼稚園教諭、それから保育士の資格持っている方が、今までの経歴も書いてあって、それで保育所、保育園に勤めたいと、幼稚園に勤めたいと、そういう方がおりますので、ハローワークを通じて、たしか1か月に3人までやったか接触できますので、そういった職を求めている人、こちらから接触するのも一つの方法ではないかと思います。待っているはなかなか、そんな応募もしてくれません。そう思います。

それから、求人票の工夫も大切です。いろんなこと、いいこといっぱい書いて、実際のこと。そしたら目に留まるようなこと書いて、そこで例えば玉城町の保育士さんはフルタイムの雇用ですと書いてあれば、そこに退職金も出ますと書いてあれば、絶対目を引いてくれると思います。またそういった工夫も大切だと思いますので、そういったことも

考えていただきたいと思います。

それから、またちょっと関連して、ちょっと面白いものを見つけましたので。

令和4年12月23日付で、総務省自治行政局公務員部長からの会計年度任用職員制度の適正な運用等について、これ、通知です。その中に、今までも何度も申し上げていますように、単に財政上の制約を理由として期末手当の支給について優遇制を図ることや、期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるため、こういったことをしている団体は、適切な措置を講ずること。これは今までと一緒ですけれども、その最後に、去年の12月20日に閣議決定されたようで、会計年度任用職員に係る手当については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

既に、もうちゃんと決まっていると思うんですけれども、こういったこと通知されてご存じでしたか。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

全国的な会計年度任用職員制度の見直しの中で、同一の仕事に対しては同一の給料という考え方は動いておるということで来てございます。

それで、期末手当につきましては、今現在、支給をさせていただいておりまして、年間で1.35月分をさせていただいております。それでまた、今度、期末手当の、今現在ございませんけれども、国の動きとしてはあるということで認識はしてございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） それじゃなくて、新しく勤勉手当の支給について、去年の12月20日閣議決定されたそうです。そして、令和4年度中に結論を出ると。そういったものが通知で来ているかどうか、それとご存じであったかどうかの質問なんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

今、動きがあるということでまだ決定はしていないというふうに認識してございます。来年度に向けて制度設計されるものかというふうに考えてございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） ちょっとそれでは遅れているみたいですね。また、決定されたら、当然支給はしなければいけませんものね。

そして、この件に関して最後ですけれども、恐らく今年度、岸田総理の尽力のおかげで、それに伴い人事院勧告で皆さんの給料、僅かですが上がるような気がします。もしそうなった場合、非正規職員の会計年度任用職員もそれを適用されますか。

○議長（風口 尚） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

会計年度任用職員の給料につきましては、職員の給与表を適用させていただいております。今年度につきましては、昨年度、4年度につきましても給与改定がございましたので、全国的には少なかったようなんですけれども、玉城町につきましては、4月に遡りまして給与改定をさせていただいて、差額を支給させていただきました。近隣のところではされていないというふうには聞いておりますが、うちはさせていただいたということで、職員については改定されていけば同様に遡り、改定させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） よく分かりました。人事院の勧告が出ることを祈っております。

組織で一番大事なのは人なんです。そして、会計年度任用職員さんも皆さん一員となって働いてもらっているんですから、そこら辺は十分考えてもらっていると解釈をします。

それでは、次、②の建設関連についてですけれども、異動になったばかりの課長に答弁してもらうのはちょっと心苦しいんですけれども、町道田丸世古線の改良工事は、要するに井倉から県道までの間です。昭和42、3年の圃場整備でできたままです。あの幅は、舗装はされていますけれども、二十数年、30年近くにわたって完了していません。そして、危険な道路ですので、今までできなかった理由、それから今後の完成に向けて、そういったことをお尋ねします。

○議長（風口 尚） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

先ほど議員お尋ねの田丸世古線の未完成の理由ということで答弁申し上げます。

田丸世古線につきましては、平成4年に事業着手をしております。当時計画をしておいた圃場事業で県道までの整備を予定しておったんですけれども、途中で圃場事業が、制度の見直しによりまして採択条件から外れるような事態に陥りました。

それを受けて事業をストップしてはいかんという中で、別事業によってくら替えして整備を進めて、今の形に落ち着いておるといようなことなんですけれども、今回のその事業を乗り換えたことで工区を見直した、このことで現在の井倉地内から妙法寺地内までの道路改良及び集落間を結ぶ自歩道の整備を行いまして、通学路の整備として一旦あの状態で完了しているというふうに思っております。

以上です。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 一言で言いますと、あの道路は、小学校の通学路の整備としてやりました。ひとまずそれは終わっていますということですか。

しかし、あの田丸世古線、外城田川橋の坂側から県道まで、あの1本の道は、誰が見ても1本の道路で、そうした事情があるというのは多分分からないと思います。課長、あんまり大きな声で言うといかんと思いますよ。そういったこと、なるべく早くやります。

すと、そう言ったほうがよろしいんじゃないかと思います。本当に無理は言いませんけれども、本当に白線も引けないぐらい狭いところもありますので、できるだけ早く完成するように。せめてあの商業施設までは考えてやっていただきたいと思います。

それでは、次、イの中楽朝久田線も未完成です。サニーロードの手前の道路用地、あそこの登記かな、買収までいっていないと思いますけれども、登記までは遅くなっていると聞いていますけれども、その辺、現状、どんなんでしょうか。

○議長（風口 尚） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

議員お尋ねのサニーロードまでの道路予定地の進捗につきましてお答え申し上げます。こちらにつきましては、平成15年に現在の形になりました。実際、進捗といたしましては、グラウンド南側の300メートル、現在、山のまま残っておるところなんですけれども、こちらが下田辺の共有地ということで、相続の整理をずっと行ってきております。こちらを進めた結果、共有者17名のうち16名について相続の取りまとめのほうで現在終了しております。

以上です。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） その共有地の要するに相続の手続が未完ということなんです。これはどなたか、司法書士さんとか弁護士さん依頼して、多分されているんじゃないかと思えますけれども、見込みとしていつ頃、登記つくような見込みなんですか。分かれば結構です。

○議長（風口 尚） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

議員お尋ねの見込みという答弁にはちょっとならないんですけれども、先ほど申し上げたように17名のうち16名については見通しがついたと。あと残りの相続関係者の処理につきまして、先ほどもお話しました第三者、弁護士に相談しながら現在事務手続を進めておるような次第でございます。

この土地の交渉状況、その他もろもろにつきましては、また個人が特定されることにもなりますので、この辺でご勘弁願いたいと存じます。

また、今後の予定ということで申し上げますと、当然、共有地相続の取りまとめが終わり次第、すぐに用地取得に向けた交渉を再開するということはここでお約束させていただきます。

以上です。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 本当に共有地の相続、こんな本当に難しいものはないと思います。100人、200人も法定相続人出てくる可能性もありますし、1人の地権者で。そういったこと、私よく分かりませんので、あと第三者に、依頼されている方に任せるしかありま

せんね。早く相続できることを祈っております。

それでは、次のあの質問をさせていただきます。

前回の定例会でもこれに関連した質問がありましたけれども、田丸城址ですが、三重県の重要文化財なのかな、単なる指定文化財でしたか。ちょっとこれ間違ってるかわかりません。あの文化財である城跡に建つ中学校ほか、建物、壊した後のこと、本当に今真剣に考えておく必要があると思うんですけれども、保育所、この役場、村山龍平会館、それから中学校、そして屋内体育館、あれ一旦全部、どれか壊したら同じところに建てられませんから、今の私たちはそれでいいと思いますけれども、これから20年、30年先の若い人たち、玉城町の住民の方たち、物すごい困ることになると思います。

例えば中学校にしろ、役場にしろ、どこか別のところに用地を探して建てなければならぬので、費用もかかるし、用地も確保せないけませんし、こういったことについてお聞きしたいんですけれども、今どのように考えていらっしゃるでしょうか。総体的に。ひとつご見解をお聞きします。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今、県史跡の田丸城のこれからのご質問でございますけれども、玉城の一番の宝がお城であり、そしてそこで学ぶ中学生がいる。そして役場がある。保育所があると。これがまさに玉城町なんです。これをできるだけ長寿命化の計画も進めておりますけれども、これからも存続をしていく。今までの皆さん方が、先人の皆さん方が、ここを将来の人材育成のために必要な場所だと、こういうふうなことで村山龍平からの意思を継いで今日に至って、そしてその環境を整えてきた。そして全国にも例のない大変すばらしい環境の中にある。これは守っていかなくちゃならぬ。これは使命だと、こんなふうに思っています。外へ出すという考え、毛頭ありません。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 町長、最後何とおっしゃいましたか。最後だけ。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） ここから外へ出すという考えはありませんと言うた。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） その外へ出すということはどういう意味ですか。具体的にひとつ教えてください。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今ご質問の、中学校、建物壊した後のことを、今、真剣にと、こういうふうなことのご質問ですから、それに対しての答弁をしたと、こういうことです。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） それに対して、外に出すということ。その外に出すという意味がちょっと分からないので。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 外に出すというのは、お城から外へいろんな施設を求めるという考えはないと、そういう意味です。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） それでは、中学校にしろ、役場にしろ、壊したらまたそこに建てられるということですか。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 壊したらというより、長寿命化の計画の中で将来に負担を残さないように存続をさせていく努力をしていくと、こういうことなんですよ。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 意味がようやく分かりました。

しかし、30年、40年、50年先には、また現在のままでは、壊したら建てられないわけでしょう。ですから、私はそういう建て替えのことをどのように考えていますかと質問しましたら、現状のままで一生長寿命化をいくところまでいくという答弁ですわね。その先のことを、私ちよっと心配して質問させてもうたんです。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） お答えしたとおりです。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 私は質問したとおりですけれども、平行線たどるようなんでやめておきます。それで、本当に先の人たちが困ることがないようにだけは、これは私たちの役目としてせなあかんと、私は本当、思っています。

例えば、文化財の指定を取り外してもらえば、そしたら自由にできますわね。そういうことも一つあるので、将来、そのとき困った人たちが取り外す可能性もあるかなど思っているんです。今せいとかそんなんではありませんよ。この件は、町長の考えよく分かりましたので、これだけにしておきます。

そして、もう一つ、屋内体育館ですけれども、平成24年度に耐震診断を受けて、危険な建造物であると認定されたと聞いているんですけれども、それも前を走っている田丸土羽線は、災害時の国交省の定める第3次緊急輸送道路でありますし、そういった重要な道路でありますので、早く取壊しの必要性があるのと違うかなと思うんですけれども。それで、また別のところにまた屋内体育館、同じようなものを建てるほうが賢明ではないかと思うんですけれども、この件についてご見解をお尋ねします。

○議長（風口 尚） 教育事務局 梅前事務局長。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

お尋ねの屋内体育館なんですけれども、おっしゃられるように昭和56年の旧耐震の建物であるということは認識をさせていただいておるところです。現状この体育館には、緊急通報装置というのを取付けさせていただいて、使用者の方には、何かありましたらこれが鳴りますので、そのときは早急な避難をというお話をさせていただきながら、使

用していただいておりますというのが現状でございます。

また、以前も委員会なり、全員協議会のほうでお話しさせていただきました新体育館のほうも、こちら準備を進めておまして、その体育館というのは、こちらの屋内体育館の代替の体育館ということにも位置づけられておりますので、そういった計画を早急に進めさせていただくと、その屋内体育館も今後さらに調査とか含めさせていただいて、少しでも長く使えるような方策をこちらとしては考えていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 現在の屋内体育館は、何かあったときのために万全の体制を取っていると、それが一つと、それから今整備しようとしている体育館、その代替にしようとしていると。それだったらもう取り壊してもいいんと違いますか。ちょっと危険やと思いますし。これは教育事務局長の判断でできることやないんで、答弁できないと思いますので質問しませんけれども、私は、それであれば早く取り壊して、危険性のないようにするのが本来の姿と違うかなと思います。

そして、次ですけれども、イでちょっと読ませてもらいます。

今、行政と議会、それに町民皆様の協力の下、3者が一枚岩となって住みよいまちづくり、玉城町の発展に当たらなければならない時期になっていると考えておりますと。これも突然こんなこと申し上げても、見解の何も、意見も何も出ないと思いますけれども、こういったことを上げさせてもらった、その根拠というか理由、ちょっとお話しさせてもらいます。

私、33年間在籍した組織、当時それなりの年齢とそれなりの立場に立って、この三重県下のその事業をやっている、ふだんは業務部長、それから細かいところなんかは課長なんかと話をしてまして、当時、売上げがピーク時の59%減になって、本当にもう必死になってみんな一生懸命やっているときでした。そのようなときに、ある本当にもう決定的な事象が起こる可能性ありましたので、これを市長に話しせないかんとしまして、市長と2人でそれについて提案させてもらって、要望させてもらいました。そして市長も同じこと考えてもらってまして、すんなりといったんです。

その前に、私、東京にいたときに、その自治体の議員さん4名が事務所にやってきてくれまして、そのときの内容、要するに心配せんでもこっちもちゃんとやるからなということでした。そういったこともあって、市長も危機感を持って、こちらの言うことをすんなり聞いてくれたん違うかなと、私は思いました。当時は、議会のぎも分かりませんし、議員のぎも分からなかったんで、あそこの議員さんたち来てくれたんやなど、そんな感覚でした。

ただ、前向きな話だけはさせてもらって、いい感触で帰ってもらったような記憶があるんですけども、そのように行政と議会一緒になって、今、この自治体も競争社会ですから、一緒になってやっていく時代だなと私は思っています。本当にそのときの売上

げ59%減で、これは話ししても理解してもらえないか分かりません。みんな本当に必死でした。そんな中で現在があるわけなんですけれども。

議会と行政が一緒になって物事考えてやる。それから住民の方については、この前、お城のボランティア、それから自分の住んでいる自治区、地域は自分たちで清掃もして、自分たちで維持管理もして、それから町の事業について、用地買収等あれば、こちらも丁寧に説明をさせてもらって、快くそれをしてもらって、要するにそういった形で、行政、議会、そして町民の皆さん一丸となって、一枚岩となって、今やっていく時代だと思っているんですけれども、今、上げさせてもらうことについて、ひとつご見解をお伺いいたします。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今、山路議員のお話を聞かせていただきましたけれども、玉城町の今日あるのは、議会はじめ、町の皆さん方、そして、特に自治区の皆さん方が、大変、旧村の時代から、おらが町、おらが村をよくしていこうという、この努力の結果で今日があるんです。

町の今のいろんな水準をご覧いただきたいと思っています。いろんなところで、近隣の市町に比較をいたしましても、例えば下水道の普及率にいたしましても、保育料や、いろんなところの使用料にいたしましても、いろんなこの小・中学校等の環境、特に冷暖房施設、耐震化、そういったことの整備にいたしましても、随分と私は進めてきていただいていたと、こんなふうに思っています。

また、最近では、万協製薬さんや、あるいは積良のカエツさんや、それまではマザー工場、大企業が立地をしているのが我が玉城町と、こういうことでありますから。それは、まさにその当時の議員の皆さん方や地域の皆さん方の努力の結果で今日の玉城町があるわけでありまして、これをやっぱり選んでいただいて、そして玉城町が住みやすいと、こういうことで若い人たちも転入をしていただいておりますと、こういう評価があつて大変うれしく思っておる次第でございます。

これをいかに、これからのいろんな環境の変化ありますけれども、乗り越えていく、これが一番重要なことではないかなと、こんなふうに思っています。よそのいろんな事例もお聞かせをいただきながら、取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（風口 尚） 山路議員。

○6番（山路 善己） 町長がおっしゃったとおりだと思います。ただ、町長のお考えと私らの考え、私らというといけませんけれども、私の考えと大分隔たりもあると思います。なぜかといいますと、本当に私、お隣りも見ましたし、全国の24の自治体で、私、その頃、仕事していました。そういえば、自治体の職員さんと。そういったことと比較すると、やっぱり玉城町、まだまだやるべきことたくさんあったので、町長なんか本当に一生懸命やりがいがあると思うんですよ、私。やればやるほど。そういうわけでち

らも協力させてもらいますので。

それと、もう一つ最後に、田丸駅舎、交流施設の、これも議員の方の尽力もあって、皆さんの言われたようになった面もあると思います。皆さんがしっかりと努力されたんで、そのようになったんやと思いますけれども、やっぱりそこら辺も、行政と議会、それから町民の皆さん、一枚岩になってしっかりと、周辺の市町に後れを取られないようにやっていかないかんと思っています。ということを上申して、質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、6番 山路善己議員の質問は終わりました。

一般質問の途中であります、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

〔11番 奥川 直人 議員登壇〕

《11番 奥川 直人 議員》

○議長（風口 尚） 次に、11番 奥川直人議員の質問を許します。

11番 奥川直人議員。

○11番（奥川 直人） 11番 奥川。

それでは、ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

今回は、2点質問がありまして、庁舎の敷地内にございます屋根付きの思いやり駐車場の活用促進、これが1点です。2点目が、地震災害に対する、玉城町の防災の取り組みについて質問いたしたいと思います。

それでは、役場庁舎内にあります屋根つき思いやり駐車場の活用促進ということで、屋根付きの思いやり駐車場への一般質問は、誠に残念ながら今回で3回目になってしまいました。全くといってよいほど使われていない、あのお堀側にある思いやり駐車場ですが、これは聞きますと、平成29年に約400万円かけて造られたようです。

第1回目の質問は、昨年9月に、利用されていないからもったいないということから、看板の設置をして利用者へのお知らせをするというお知らせと、看板を見てから移動する利便性のお話をここでいたしました。屋根つき駐車場はこちらですという看板は要るということを町長から答弁をいただいております、たかが看板だからすぐできるものだと、このように思っておりました。

しかし、これができてこないということで、また12月に再度お聞きをしますと、今度は補正で駐車場整備と併せて行うということで、3月過ぎに終わるのかなとこういふふうに思っていました。

今回、3回目というふうなことです。6月で駐車場整備はほぼ完了しましたが、従来の看板と同じもので、そのお願いした、また町長が回答した内容の看板が設置されていない。がっかりしているわけですが、どうなっているのか、町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 11番 奥川直人議員の質問に対し答弁を許します。

総務政策課 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

それでは、前回の4月の、12月の議会でございまして、具体的なご質問でございますので、私のほうからご答弁させていただくことをご容赦いただきたいというふうに思ひます。

今現在、駐車場の舗装工事のほうが6月27日までの工期ということで、今現在進めてございます。看板の設置につきましては、3月の段階で業者のほうの参考見積りというのを一旦取らせていただいております、それで発注準備を進めておるところでございます。

ただ、駐車場の区画線の線の位置が確定をしていなかったという不確定さがございましたので、今現在、最終確定がしましたので、今現在、発注準備を進めさせていただいているようなところでございます。ちょっと若干遅れて7月には完成するような方向で、今、進めさせていただいているところでございますので、ご容赦をいただきたいと思ひます。

また、奥川議員のほうからご提案いただきました自転車の置場の横のところ開放ということで、あそこ奥川議員のほうから、一方通行にということで、役場から出る、堀側に出る一方通行にということでご提案いただいたんですけども、その部分に検討させていただいたんですけども、回転半径等が若干、狭ございますし、また、保育所の通園の通所等に、保護者の方、園児等が使っておるという部分もございまして。また、一方通行にする規制がなかなかかけにくいございましたので、安全性を考慮した上で、あそこにつきましては開放せずに、ご不便をかける格好になるんですけども、一旦入っていただけて出ていただく格好になるんですが、ご利用していただくようにしたいと思ひます。

それにつきましては、役場の入り口付近に看板を設置させていただいて、案内をさせていただくように予定を、今しておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 答弁いただきました。一応納得はさせていただきたいと思ひます。

このことについて少し言わせていただくと、ふだん、皆さんと顔を合わせておるわけですから、それで私があればどうなっているのということでもありますから、提案者側ですので、今こんな状況になっておんのやというふうなことは、日常の中でも十分できるん

で、あえてこの一般質問でやらなければならないというふうな場面を、配慮してつくらんとってほしいんですよ、皆さん。我々、この一般質問に貴重な時間を使わせてもうとるわけですから、その辺の配慮は執行部側としては、これから他の議員さんもそうだけれども、そういう配慮をしてほしいなというふうに思いますので、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほど利便性の話をしました。看板の中でも、向こうにありますよとか、入り口のところ辺で、向こうへ回ってくださいとか案内はできるんで、交通の支障、もしくは安全性見て、私が提案したものについては、ちょっと難しいというお話をいただきました。

しかしながら、今後の利用促進というものをよく見てほしいんです。今まで、9月も12月も皆さんに聞いているのは、その利用状況どうなのと、あれから見ていいのかと言うと、あんまり見ていないと。全くノーマークやというのであれば、今回、看板をつけたときに、以降、1台でも2台でもそこで使ってもらうほうがいいんですから、その利用状況はどうなんだろうということ、もしくは、利用してもらう方からどういうニーズがあるのかというものを、皆さんがしっかりPlan-Do-Checkのチェックをしていただいて、次のアクションを考えていただくということが大事ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

9月、町長が、そういうことやるという責任感と、遅れたことに対する嫌味なんですけれども、あと、それを早くやるためのフォローをどうするのか。また、町長としても、言ったことを早く実現させたいというプライドもあるし、責任感もお持ちだと思ふんで、それは職員の方をどうコントロールするかというようなことを、今後ともよろしくお願ひをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入ります。

2番目の質問ですけれども、玉城町防災の取り組みについてお聞きをしてまいりたいと思います。

この玉城町は、誰もが安心して元気に暮らせる町をスローガンに、行政運営が、今、行われてきておるわけでありまして。以前から町長は、町民の命と財産を守ることが私に与えられた責務と認識していると申されております。

これは、東日本大震災のあった平成23年に、震災の被災地、多賀城市、仙台、石巻へ視察も行かれ、また、職員の派遣もこのときされております。最近では、トルコ地震、国内においても大きな地震が、今、発生をしております、また、台風、洪水による多大な被害も現状出ているわけでありまして。

地震では、石川能登地方でこの間ありました。また、北海道、東北、そして九州、トカラ列島などで起きてきているものの、四国から関東の西、太平洋側、いわゆる私たちが住んでいるところ辺では、不思議なぐらい地震が起こっていない。地震が発生していないと言われておりますので、前からと言われております東南海・南海トラフ地震がいつ

起きて、もう不思議ではないというふうな緊張感を持つ必要があるかなと思って、今日、質問させていただいておるわけです。

皆さんにお配りをしましたこの年表、これも原の自主防災会で使っているもので、住民の皆さんにいかに危機感を持っていただくかということです。これは1600年から約423年の地震の歴史であります。この辺に起こった。

まず一番下、1605年、これは東海地震、東南海・南海地震が起きています。これは三連動で起きているんです。3つが連動しました。

102年たって1707年、このときもマグニチュード8.6の、これも三連動、3つの地震が同時に発生したということです。

1854年、これはその前回から147年たって発生しておるんですが、これ、実はハッセということで、今よく半割れという形で言われているんですが、これは非常に32時間後にまた別に起こったということですから、復旧をしているさなかに、救出しているさなかにまた起こるといふことでもあります。

その上が、1944年と1946年に、これは昭和ですね、19年、21年に起こりました東海東・南海地震です。この防災計画の中の歴史が、この辺に影響あったと12ページに書かれているんですけども、これにはちょっと記載漏れがあるんで、これはちゃんと記載をしておいてほしいなと思います。1946年、昭和南海地震がこの防災計画からは抜けているんで、これはぜひ入れておいてほしいということですが、これは2年間隔を置いて発生しましたんで、これも大変気が抜けているというか、復旧活動しているときにまた起こるといふことです。

それから、今79年がたったということですので、ほぼ100年周期で来るから、あと21年ぐらいの間には来るのではないかと、こういうふうに言われているんです。

しかし、一つ問題なのが、この一番右の東海地震なんです。これはいつも同時発生、または僅かな時差発生で来ているものの、169年発生していないんで、これが引き金になる可能性が非常に高いと言われていています。これはもういつ起こっても分からない、こういう三連動になるかということになりますので、こういうことを地域の人なり、住民の皆さん、当然、皆さんも危機感を持って対応をする必要があるということでもあります。

そこで、町長はこの状況については、当然ご存じ、危機感もお持ちいただいていると思います。南海トラフ地震は、マグニチュード7ぐらいというふうなことで巨大な地震で、先ほど申しましたけれども、いつ起きてても不思議でない。

そこで、玉城町の地震対策について、今からお聞きをしてみたいです。

まず、役場庁舎に職員がいる場合は、全員の職員さんがいるのは、年間の中でたった3割なんです。そうするとあと残り7割は、夜間であるとか、休日であるとかということになりますから、職員がおられない、いない場合に地震が発生したとき、災害対策業務についてお聞きをしたいと思います。いないとき。

日頃、訓練や図上訓練を行っておられる、簡単な質問になりますけれども、災害対策

本部長である町長より、発災から行動指示するまでの対策業務をお聞かせ願いたいと思います。今、玉城町としてこうするんだというものがあると思うんで、そこをお聞きします。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 前段、奥川議員からいろんな1600年以降の説明もお聞かせをいただきましたし、そして、ご承知のように玉城町は、台風の場合ですと発生の特典でタイムラインによる行動というふうな体制を取っておるわけでございます。

その時点で、町の被害が想定されて、地震の場合の、そして職員がどんな対応で対策本部に詰めかけるのかと、こういうふうなところも提起をされておる規定があるわけでございまして、それぞれ自覚をしておるわけでございます。

具体的な内容と班体制等、担当室長から答弁をさせます。

○議長（風口 尚） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

職員の体制ですが、地震が発生した際、警備体制を3番体制で取っております。その地震の震度によりまして、一次配備、二次配備、三次配備とあるんですが、震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が昼夜問わず、休日も問わず、命令を待たずに自主的に災害対策本部を立ち上げ、災害対応を行うこととなります。

以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 時間どれぐらいかかるんですか。

○議長（風口 尚） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

まず、地震が起きた際、職員も被災する可能性がございます。そういった状況の中で参集することになりますので、全職員が必ずしもこちらまで、災害対策本部まで来られるという可能性はないと考えておまして、一応計画では6割程度の職員が参集できるという見込みを立てております。

時間につきましては、1時間以内で6割ぐらいということで考えております。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 分かりました。

1時間以内に、職員も被災する可能性もあるんで、6割の職員さんが来れるだろうと、そして、それで対策本部を取りあえず緊急に立ち上げようかと、こういうお話ですよ。

そうしますと、次に、対策本部を立ち上げたときに必要なのは、災害状況なんですよ。どんな状況になっているんだということが分からないと、幾ら人来てても手の打ちようがないこうなるんで、どんな形でその情報収集されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

まず、職員が、災害対策本部、本庁まで来るまでの間に被災状況を確認して、それを、こちら到着後、取りまとめて状況を把握することになります。その後、地域での被災状況を、自主防災組織など、連絡つくところへ連絡して把握することとなると考えております。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） そうしますと、その情報収集は1時間以内に来るときにやるということでもいいのか、少し時間がかかるのか、整理するのに時間かかるのかということ。それと、もう一点は、情報収集を終え、対策方針の決定、指示、これが要るわけですよ。そのときにそこへ方向性を決めるまでに、どんな決め方をするのか。それと、それに要する時間、行動に移る時間、町長にお聞きしたいと思います。対策本部長にお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 奥川議員もいろんな防災のことを取り組んでおられますから、どんなことで命や財産を守っていくのか、何が大事ななか。そのために公助の役割ありますけれども、やっぱり今こうして自治区でいろんな活動しておる自主防災組織、あるいは、避難所運営マニュアルも名大の河口先生にもお願いしてありますが、これはあくまでも自助・共助やと。国の防災の指示の方も、行政が、今申し上げておりますように、行政の職員かて被害に遭うわけですから、確実に的確な情報が流せるというようなことではないわけですか。だから、今までも国の防災会議で指示の格好が変わってきたわけですか。避難準備から避難指示に変わったわけですか。的確な指示ができない。行政には限度があるわけですよ。

そういう中で、下外城田、田丸について、今、有田地区で5回にわたって、これからもやるんですけれども、運営マニュアルをつくるわけですか。あと外城田が残っていますけれども。

ですから、今、活動していただいている、そして多くの皆さん方が意識を持ってくれるわけですね。いろんな全国的な教訓から、何が大事なやねんって。まずは自助やないかと。地域で助け合うことやないかと。そういう考え方で進んでおるわけですから、そんな中で公助の体制としては万全を期していくというのは、当然のことですわな。

以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 行政として万全の対応をすると、こういうふうなお話があったんで聞いておるんです。できるのかなと。だから、対策本部はできるのかという話を聞いておるんです。

だから、対策本部が設定される。それについては被害状況もしっかり分かって、こういう行動を取るまでにどれぐらい時間かかんのやと。町長、そういうことなんです。自助とか共助の話は後でこれからするんですけれども、行政としてはこんな考えやとい

うのを聞きたいんですよ。町長、どうぞ。

○議長（風口 尚） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

行政といたしましては、防災計画に示されているとおり、初動体制というものをまずはしっかりと取っていく。これが、先ほど内山室長のほうから申し上げさせていただいた参集基準にもたれて、まずは職員参集が行われる。その過程におきまして、役場本庁まで来る間に、人命救助が必要な場合もありますし、また、被害状況の把握というふうなことで被害状況を把握しながら、災害対策本部に向かうと。

この本部の体制でございますが、これにつきましても本部長、町長はじめ、副本部長で私、教育長というふうな体制、そしてまた各班体制ということで、各課長が各班の本部員というふうな体制でございます。これも順次、町長、本部長が欠員というか、何らかの支障が生じた場合には本部長が代わるというようなことで、代理体制をしっかりと取っておるというふうなことが、防災計画の中でも示されておるところでございますし、それにもたれた形で万全な体制を取っていくというふうな考え方でございます。

また、内山が申し上げたように、職員体制が6割程度になった場合、これは直近の地震体制もそうですが、役場業務自体をどうしていくのかというふうなこともございます。これにつきましては、BCP、俗に言う業務継続計画というふうなものを、今、改定しておる最中ではございますが、定めることによって、それにもたれて進めていく。

しかし、なかなか計画どおりにはいかないところもあろうかと思っておりますけれども、それにつきましては、各その時点、時点の中で責任者が判断をしていくというふうなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） そういうことは、重々分かって聞いておるんですけども。

行政って何ができるんだろうということ、ほかに行政がやることはないのかなということで、行政は、災害時に町民の命や財産は守れない、守れないと思っています。しかし、人の命は守れないけれども、そこで行政としてはどのような対応が必要なんだろうということなんです。

先ほど言われたように、守れないということでもいいですかね。これ、今から言うと、発災してから2時間ぐらいはたつわけですよ。招集するのに1時間、被害状況調査した。それでこういう行動を取るといふことであれば、基本的には人の命は助けられないし、火災も対応できないと。こういう状況に現実になるんです。ということで、町長にその辺の、やっぱり無理やわというお話を聞きたいなと思ったんですけども、数字を、いろいろ話を聞けば、行政として無理やなど。

そこで、町長が言われる、町民の命と財産を守ることが町長の責務と認識しとるといふ、これは平成23年6月の答弁でこうやって言われていますし、そうだろうなというふ

うに思っています。そこで知恵を絞ってどうするかということが、災対本部長の手腕の見せどころだとかいうふうに思っていますので、玉城町の防災会議の会長であって、先ほど申しましたように災対本部長として、今後もいろんな企画を進めておられると思います。今年もですよ。じゃ、こんなんが起るか分からなくて、企画を進められていると思うんで、何が一番重要なのかと。

震災が起こった。このとき町長としては、公助の部分ではなかなか動きが取れないんだと、何をされるのかと、お聞きします。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） ご承知のように、今の自然災害では、なかなか先般からの線状降水帯にしても予測が難しいわけです。したがって的確な判断ができない。行政はあくまでもサポートにすぎない。したがって、戻りますと、やはり自らが命を守るとこの意識を高めてほしいと。こういうふうな中で、そして次の段階で、避難所が必要であれば自主的に運営をしてもらう。これは今、玉城町として進めておる取組でございます。

そういった考え方で、やはりできるだけ地域の皆さん方の意識を高めていただく、災害に備えていただく、行政は行政として必要なタイムラインに従って的確な、皆さん方への、その時点での情報を流させていただくと、こういうことに努めていかなきゃならんと思っています。

以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 私は、こう答えてもらうかなという想定をしていました。やっぱり自主防災組織やと。でないとすぐ対応できないんですよ。幾ら行政がどうだ。それで避難所なんてもっと先の話なんですよ。ずっと先の話ですよ。命をいかに守るかというたら、やっぱり自主防災しかないんじゃないかと、このように思っています。ちょっと期待外れだと、その危機管理、危機管理といいますか、その辺の町長とギャップがあるのかなと思っています。

玉城町防災計画、町長もしっかり見られとると思いますよ。その答えはこれに書いてあるんです。自主防災計画、玉城町地域防災計画です。これに書かれていますよ。しっかり理解してもらおうと、決められた所掌事務を行っていれば、実現できると私は思っています。これに書かれていることをですよ。

まず、第1章の自助・共助のところに、自治区防災組織の立上げ、育成及び活性化、第1章に出ているんですよ。それで、玉城町の防災計画の公助の役割として、自主防災組織づくりやでと、せなあかんよというのが、これの33ページに行政としてやらなあかんのは、自主防災組織やでというのが明確にうたわれています。イの一番、一丁目の一番地ってよく言われますけれども、これが最優先課題なんですよ、町長。その避難所ってずっと先の話ですよ。命を、今、瞬時どうするかと、助けるかということです。

その自主防災組織の進捗が、私は悪いと、このように思っていますよ。ちょっと調べ

てみました。

平成22年から27年の総合計画、22年の実績は、20件を27年に40件にすると。この20件もおかしいんです。このとき私は消防団、消防団できているから、自主防災組織やない組織をこの当時はカウントしておったんですよ。

それで第5次の後期です。このときに初めて自主防災組織はどうやというたら、平成26年は5つです。5つしかなかったんですよ。それで、平成32年には10にしますと。69集落あるんですよ。その中で10しかしないと。こんな計画ですよ。

今現在、令和1年、8ですよ。それで今は22件かな。今現在22件になったと。令和7年には35件にする。令和12年には50件にする。こんな甘いですよ、町長。

行政何もできやんのやったら、それは自治区の自主防災会をいかに立ち上げて、住民の命を救うかて、この主題しかないですよんか。だからこの計画自身は、これいいんかなと思っとるし、推進力、自主防災組織は、行政ができない町民の命や財産を守っていく。このレベルなんですよ、現状の玉城町の考えは。

そういうことで、この自主防災会の必要性、あえて町長に聞きたいと思います。今いろいろ言いましたけれども、町長として、この自主防災組織の必要性はどう思っているか。お答えいただきたい。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 自主防災組織は必要です。したがって、自治区に、従来はなかったんですよけれども、防災委員さんというのを区の中に設置をしてほしいと、こういう呼びかけをしましたよね。そして、もうほとんどの方が意識を高めてもうていますけれども、自主防災組織のいろんなモデルもありますし、町内に。そして、避難所運営マニュアルにも、田丸、外城田の区長さん、防災ボランティアの皆さん、参加をしていただいたりして、先ほど申し上げた有田の地区でも、今、現在進行中ですよけれども、そんな中でも自主防災組織の立上げをお願いしたいと。ほとんどが区長さんが参加しておられますから。そういう呼びかけをしておると、こういうことです。

以上です。これからも続けていくと、こういうことです。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） これからも、スピードアップしてもらわないといかんと、私はこう言いたいんです。今までどおりでは駄目ですよ。

これは、私は平成29年9月に6月議会で皆さんに説明したんですよ。その当時の数字ですよ。多気町は、49集落があつて45集落が組織ができている。明和町は、もっと進んでいると思いますけれども、津波とかそういうことがあつたんで、その当時、今から何年前かな、29年ですから、計算して。94集落のうちの51が組織ができていると。度会町は、37集落があつて37、100%できている。これをつくるのが行政の役目なんです。今は69あつて22ということで、これは助けられないというふうなことになります。

私は、この自主防災組織の必要性、町長、いろいろ言われましたけれども、あまり

ちょっとピントがずれとるかなと思います。

まず、自主防災組織の必要性というのは、町ができない住民の命や財産を守ってくれと。町長が守るといふ、守れへん。だからそれは自主防災組織で頼むんやというふうな形の話をしつかりと伝えないと駄目です。

それと、自助です。自助・共助、町長言われますけれども、自助って何だというたら、とにかく近所の人に迷惑かけたくないと。一般の人はですよ。家が倒れた何かあったというときに、近所には迷惑かけないようにしようねというためには、この自主防災組織があるということは、自助意識が高まるというふうに私は、私の組織ではそう思っています。

災害時の死者で一番多いのは、ご存じだと思いますが、圧死、倒れた家、倒れてきた家具によるものです。15分以内に助けないかんと。これも町長、十分ご存じですよ。15分以内に救助しないと手遅れになると。それで、火災の初期消火、これ3分以内ですと。これも皆さん十分ご存じなことなので、当然、後で質問もさせていただきますけれども、災害時要配慮者の支援も行政できますか。できないですよ。ということは、自主防災の力ってすごいですよ。これに力をつぎ込まないと、玉城町の行政の役割は果たせないと、町長、そういうことなんです。

次、2番目、1つがさっきの命、財産、2つ目は、これも役場にできないんですよ。各組織が自治区内の被害状況をつかんで、そして、玉城町の役場の災害対策本部に報告をする。こういう役割を持たないと。22なんですよ、今。そんなもん災対本部つくっても状況分からないですよやんか、今。

ということで、69組織があれば、町内の被害の全貌がおおむね分かるでしょうと。災対本部も情報なしでは、先ほど申しましたが、何にもできないんで、そういったことを担っていただく自主防災会なんだということをご理解いただきたいと、このように思います。そして、私は、まずこの2つが自主防災会の役目でとても重要だと、今、述べています。

町長、改めて、今、聞きますよ。町長は、改めて自主防災会の必要性を、私よう言いましたけれども、どうお感じですか。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 何度も申し上げるとおりです。自主防災組織は必要です。必要ですから、もう早くから自治区の皆さん方に呼びかけて、今、少しコロナで遠ざかったりしてございましたけれども、人と未来防災センター行ったり、北丹町行ったり、北丹町の代表者の方においでいただいたりとか、あるいは、もう一つ身近では、タイムラインで、全国に先駆けて取り組んで紀宝町のほうへも自治区の皆さん行ってもうて、そして、自治区が主体となって防災会を立ち上げないかんのやと、こういうふうなお話も直接お聞きいただきましたよね。その後、取り組んでいただいた自治区もあるんです。

ですから、行政として町として、自治区の皆さん方にご理解いただけるように、引き

続き呼びかけてまいります。いろんな活動も、行政としてのサポートはしてまいります。
以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 理論を十分分かっているんですけども、自治区で、身近で救わないといかんけれども、現在22集落ですやんか。それが、皆、頑張っているのか、そのレベルもいろいろあるけれども、その運営方法をどうするかというのが、今後の自主防災組織を活発に、もしくはいろんな話をしながら、足りないところを補填していくとかいうふうな、新しく室長できましたけれども、新しい室長さんがそういうことをどう切り回していくかということが、自主防災会を運営していくためには必要だと、こんなふうに思いますけれども、まず、自主防災会組織を1つでも早くつくってもらわないと、今のレベルでは全然間に合わない。

先ほど申しましたように、この年表でも言わせていただきましたけれども、もういつ起こるか、まさに危機の状態ですから、緊張感持ってこれは進めていただかないと駄目かなと思います。自主防災会の必要性につきましては、もう少し真剣に取り組んでほしいなど、こんなふうに思います。

災害が発生し、被害が出ている場合、集落の自主防災会から、被害状況と救出要請があった場合、本部救助指示はすぐ対応できるのでしょうか。これは、今現状の22集落は自主防災組織をつくっていると。そんな中から役場に、こういう状況だと、人が、家が倒れてどうのこうの。すぐ救助に来てくれないかといった場合に対応できますか。

○議長（風口 尚） 防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

確かに状況にもよると思いますが、応援要請かけられるところには協定結んで、建設業協同組合とか各種団体にも、協定で災害時における応援要請をかけられる体制を取っておりますので、その中で対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） そうなんですけれども、自主防災組織をつくるということは、情報が早く集まる。例えば私は原に住んでいます。原でこんな状況だと。もう我々の手には負えないというたときに、じゃ、分かったと。君のところ自主防災組織があるんだから、情報は正しいということに来てもらわないとですよ。みんながそうだというよりも、22集落のうちの1集落、2集落でこういう状況があると、それは精度が正しいんだということで私たちは早く来てもらえると、このように住民の皆さんには言っているんです。だから自主防災会は必要なんです。

町長、どうですか。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 先ほどから答弁しておるとおり。

○11番（奥川 直人） ちょっと、私、頭悪いんで意味が分からないんで、もう一度しっかり教えてください。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 自主防災組織が必要だというふうなところで、行政として自治区に働きかけをしておりますことと、やはりいざ災害のときには、それぞれ自治区から要請があれば、当然のことながら、規模に応じてそれぞれの国なり県なり、いろんな要請、これは行政として当然のことやないですか。

以上です。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） と申しますと、例えば防災組織をつくっている自治区さんが、こうやと、こういう状況だ、緊急だと言うたら、真っ先に協力していただけると。ですから、各自治区の皆さんも自主防災組織をつくって、精度のいい情報を役場に下さいと。こういうことが自主防災会の、私は役割かなと思うんで、まだ22ですけども、それが1つでも2つでも増えるように働きかけを行政としてはしていただきたいと、こういうことであります。

もう一つ、今、自主防災会がない組織、自治区、これが49集落ありますね。被害が出た場合、組織をつくってと言っているが、つくってもらっていないじゃないかと。ちょっときつい言い方やけれども、助けられなかったらどうするんですか。助けられなくても仕方がないと思うのか。やっぱりそういう公平に情報を共有するためには早くつくってくれと。今の現状でいけば、その自主防災組織から連絡があったら動く。自主防災組織がないところはどうするんだと、こういう話なんです。

町長、意味分かりますか。どうぞ。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 町民の皆さん方は、そういう防災、そのいざのときに、緊急時に組織があるから、ないからというふうなことで、救助、差別できないんですよ。それは町民の皆さん方のために、1人でも出向くのが、あるいは連絡取ったりする役割が行政やと、こんなふうに思っています。あるから、ないからというふうな判断はできません。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） 皆さんは、自主防災会組織をつくって、いろんな勉強もしてもらって、緊急とは何やというふうなことも、先々は自主防災会としてそういうことを教育して、救助する基準も、これは当然、行政として決めていかなあかんですよ。えらいことやということで、えらいことや、えらいことやったら、そんな助けられません、町長。そういうルールをしっかりと、自主防災会を早く立ち上げて、優先順位、報告する条件ってこんなものだというふうなところら辺。あとは自主防災会でやる。ここは救助要請をする。こういうことが、今、ルールできていないわけですよ。町長がおっしゃるのは正しいですよ。差別できないんですよ。でも、何かしていかないと、そういうこ

とが実現できませんやんか。

町長、どうですか。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 何遍も同じやり取りですけれども、自主防災会組織を働きかけて、できるだけ早くつくってほしいと、こういう呼びかけをしていくということ、それは組織あるなしにかかわらず、あるいは、自主防災会の中での、その要請の内容にもよりけりですわな。そのいざのときには、その被害の状況があるわけですから。そういうところは判断をしながら、優先順位をつけて救助に向かう。これ当たり前なんやないですか。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） かなり具体的な、私は話をしていますんで、ぼやっとした答弁では困るんで。

組織がある、ないということは、緊急時のレベルというものに対する判断力、これも必要なんです。何でもかんでも行政では対応し切れなと思いますので、そういった教育も早い段階から、自らでできることは自らやれやというふうなルールを早い段階でつくらないと、行政なんて混乱するだけですよ、町長。

こういうことやとかいろんなこと出てくるとそうなりますんで、やっぱり組織をしっかり教育していくということが、今後、早く組織をつくって、こういった教育をしていくということで、私の言っていることは全く間違いじゃないんで、そういうことを22の集落では全然駄目だと思っていますので、そういった行政としての支援、または教育をどうするかということについて真剣に考えていただかないと、玉城町の災害は守れないというふうに思っています。

今、玉城町は22集落です。国は、防災組織、迅速で適切な対応が取れる体制を整備せよと、この防災計画ではうたっているわけです、早い段階で。それは行政として支援するよとあるわけです。例えば法律を遵守しないと、自主防災組織育成を怠っているということがある町で死者などが出た場合、災害で死者が出た場合、玉城町も22集落しかないし、そんなところ辺で災害が起こって死者が出た場合に、この法律上の責任ってどこにあるのかなと、こう思うんです。

この法律は、もう昭和、何年やったかな、10からあるわけです。それで何度も改正されてきていますから、この地域防災計画は。そういう意味では、行政としてこれはやりなさいというふうな決まりの、法律みたいなものなんです。これは行政が主導性を持って、自治区の防災組織を強化しましょうというふうなことです。伊勢湾台風のとき、多分1回目できているはずなんですけれども。

そういったことをしっかり守って、今言われている22集落しかないやないかということになると困るわけなんで、そこをどうやっぱり町として力を入れてやっていかないと、災害が起こったときに問題にならないですか。裁判とか。町長。これ難しい話なんですけれども。玉城町、22しかできていませんやんか。明和町なんかできている。度会も

100%できている。ここはそういうことを怠って死者が出た場合、今の、私も何度もこれ言っていますよ。私は、平成23年6月から13年間、町議会議員としてこれ言い続けとるんですよ。もっと増やさなあかんと。でも、今まだ22、69分の22ですので、もしそういうことで死者が玉城町に出て、そういう裁判沙汰になったら、今の組織の運営、推進、これについては何かそういうことはないか、危機感を持たなあかんか、どうお持ちですか、町長。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 組織は、あくまでも自主防災、あくまでも自主です。地域が主体となつてつくろうかと、こういうことになって運営されるというものであります。真剣に考えていただいております自治区の区長さん、ほとんどなんです。どうして、やってみえる自治区のところを参考にしてやろうかなというふうに思ってみえる方がほとんど。避難所運営マニュアルもずっと、会、重ねて、今やっておりますけれども、ほとんどの区長さんが熱心に参加してくれとるんです。そんな中から自主防災組織につながっていくのではないかなと思っています。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） そういうことで、死者が出ないようにお願いをしたい。それは身近で救助できる体制を、行政が主導性を持ってつくる。ですが、先ほど言いましたように、この玉城町の地域防災計画のイの一番、一丁目の一番地が、自主防災会をつくるような体制を指導せいと、これなんです。行政はできへんよと。だから、こういうことに力を入れて、町長がおっしゃるように、自らで自らの地域を守るといふ組織をつくってくださいと言っているけれども、22だから駄目じゃないかと、私はこう言うとるんです。これは平成22年からそういった体制づくりをしているものの、一向に進んでいないということですので、ここはよろしくお聞きしたいと思ひます。

もう一つ大事なのは、災害時の要配慮者についてお聞きをしたいと思ひます。

災害時に特に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児のほうが見えますけれども、この人たちを支援する仕組み、町としてどのような仕組みで、即対応できるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 保健福祉課 見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課長 見並。

私のほうから、災害時の要配慮者の関係で回答させていただきたいと思ひます。

玉城町では、前回3月の定例会のときにも委員会の中でご質問いただいたかと思ひますが、要支援者の名簿というのは作成しております、これは先ほど奥川議員おっしゃられましたように、75歳以上の高齢者の方、また、障害者、要介護認定者、妊婦の方、そして3歳未満児というふうなことで、合計3,700名ほど対象となる方がおられますが、こういった名簿を年4回作成いたしまして、それでその保健福祉課と、そして防災対策室と情報共有しておるといふふうな状況です。

本来ですと、この一步先に進んだ形で、個別避難計画というのを作成していくという必要があるかと思えます。これについては、先ほど来からお話ありますように、やはり行政ではできることというのは限られておりますので、やはり自主防災組織のお力添え、また自治区からのお力添え、そういったところが必要になってこようかと思えますので、支援者を募るという意味では、この個別避難計画の策定というのは必要というふうに考えておりますので、玉城町といたしましても7月以降に進めていくというふうなことで、今、準備を進めております。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） そうですね。ちょっと遅いかなと思えます。

要は、町民の、こういう人たちをどう救助するかということになりますよね。それは私たちの自治区でも今21名がこれに入っています。ですから、その人は誰が救助するんだと。これも全部、救助するメンバーは名前を入れて、この人たちが救助する。どこかへ、病院へ運ばれても、どんな薬飲んでるんだと、日常。そういう書類が全部できて、救助体制というのはできているんです。そういうことまでできるのかなと思うんです。

ということは、私が言いたいのは、確かに行政としての大きなくくりでは、要配慮者の対策というのは必要なんですけれども、そこも私は自治区の自主防災会に委ねていくと。でないと1年に4回でしょう。そんなんでうまくいかどうか不安で、外れた人がかわいそうやということになりますんで、それも自治区の中のメンテもしてもらってどういう、お隣さんが助けるとか、こういうものをつくっていくべきだと思います。

私は、もう今日は提案しなかったが分かりますよ。大きな流れでは、役場が主導性を持って要配慮者対策としていくけれども、現実、携わるのは地域でやらしてもらえませんかというふうにしていかんと、絶対に、私、難しいと思えます。

ちょっと感想をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（風口 尚） 見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課長 見並。

奥川議員おっしゃられますように、私も同じ意見でございます。先ほど来言いましたように、行政ではできることというのは限られておるかと思えますので、やはりその避難確保計画というのをきちっと作成した暁には、自主防災組織、また自治区、民生委員さんの方も含めて、そういった方々にお願ひさせていただきながら、支援を募る、支援者を募るというふうなことが必要になってこようかと思えますので、できるだけ早く着手し、情報共有できるように努めていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川 直人） この要配慮者の関係ですけれども、私は、生活福祉課で全体的な管理をするけれども、自治区でそういう管理ができるというふうにしていくべきだ。それは自主防災会が主導するかどうか分かりませんよ。でもそうでないと、なかなか日常の面でもできないし、人がどこに住んでいるかという話も要るし、その助け、救助する

人が、支援者が3人で足りるのかとか、4人で足りるのかとか。それですぐ対応できな
あかんというふうになると、それは自主防災会の中の一つのテーマとして、将来こう
やってやっていってほしいんだというふうに持っていくべきだと。絵に描いた餅ではい
けないんで、そういうふうにしていただきたいと思います。

私は、決して今の自主防災会の進め方が、行政が悪いとは言っていないけれども、
あまりにも遅いと、こう言っています。自主防災会の重要性が、私もいろいろ話しま
したけれども、多少は行政の皆さんとのギャップが埋まったのかなというふうに思っ
ていますよ。

自主防災会の組織化の重要点を置いて、今、話ししとるわけですけども、町長が
おっしゃっている災対本部でも、本来は、先ほどもあったように機能は、発災したとき
に1時間、2時間は機能しないということを皆さんも頭に入れていただいて、そして、
その被害を受けた方をどう早く救出するか、要配慮者をどう対応するかというふうなこ
とを、ぜひ、もう一度、今回の議論の中も含めて検討いただきたいと思います。

あと、これは6月1日に、町長もお話ありましたけれども、玉城町の防災研修があり
ました。それは前回2月26日にやって、今回2回目の玉城町防災研修が開かれたんです。
その中で今回は2組の事例発表をしていただきました。

けれども、前回の2月26日の意見としては、どうやってつくったらいいんやろという
相談会です。みんな、例えば69集落のそういう責任者が会って、わしのところこうや
って困っておるんやけれどもどうしたらいいとか、こういう意見交換会をしながら進めて
いくべきだと、このように思いました。

事例聞いたって、事例に対する質問じゃないんです。みんな困っているのは、22の残
りの集落というのは、今こんな問題抱えているんだけれども、どうやってつくったら
いいんやろ、どう解決したらええんやろというふうなことだったんで、区長さんももう半
分過ぎましたから、あと残り半分ですから、やろうかとか、もうやめとこかと際どい
ところにおられますけれども、今年そういうことができたらいいなと思っています。

それは、皆さんの、一遍、意向を聞いてみてそこからスタートしないと、事例ばかり
見せても、ふうん、ふうんと言うて終わっていくような気がしますんで、現状、どうし
たら立ち上がるかというふうなことを抱えている、地域の皆さんの自主防災会を立ち上
げようとしている区長さんの声をしっかり聞いて、どう支援するかということがないと、
多分町長がおっしゃられていますように、なかなかその自主防災会組織というのは広が
らないと、このように思いますんで、ぜひお願いしたいと思います。

こんなところですので、ぜひ、自主防災会組織の支援を、活動の中も、そして目標も
もう一度見直していただいて、地域の皆さんが安全に暮らせるような指導を行政として
していただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、11番 奥川直人議員の質問は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。
続きは、13時から再開いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後1時00分 再開)

- 議長（風口 尚） 再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。

〔4番 井上 容子 議員登壇〕

《4番 井上 容子 議員》

- 議長（風口 尚） 次に、4番 井上容子議員の質問を許します。
4番 井上容子議員。

- 4番（井上 容子） 4番 井上。
議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。
1つ目に、土地利用の考え方と今後の対策、2つ目に、包括的な町のありかたについてです。

まず、質問事項1つ目の土地利用の考え方について伺います。

家の新築が、年間何十件とあることを玉城の自慢としてよく耳にいたします。その一方で、面積の小さい玉城町であるからこそ、土地の利用については、持続可能な開発を念頭に置いて進める必要があると考えます。町長もよくおっしゃられますSDGsの考え方です。まずは、今後の町長の展望を伺います。

- 議長（風口 尚） 4番 井上容子議員の質問に対し答弁を許します。
辻村町長。

- 町長（辻村 修一） 井上議員から玉城町の土地利用についてのご質問でございます。
40平方キロの小さな町でありますから、このバランスの取れた自然環境、あるいは公共施設、教育環境、それから働く場所の企業さんが立地していただく。さらに素晴らしい優良農地が整備になっておると。こういうバランスを大事にしながら土地利用を進めていくと、こういうことが大事であるというふうに思っています。

その中には、どういうふうにしていくのかというのは、もう議員もご承知のとおり、町の総合計画なり、あるいはいろんな土地利用のマスタープランで掲げておると。それに従って、バランスの取れた土地利用をしていくと、こういう考え方です。

- 議長（風口 尚） 井上議員。

- 4番（井上 容子） この土地利用の考え方と今後の対策に関しまして、3つに項目に分けて進めさせていただきます。

1つ目に、通告書のとおり申し上げます。中学校の移転先について、2つ目に、農地

について、3つ目に、森林についてでございます。

中学校の移転先については、午前中に田丸城址から移転しないとご答弁されたことに、正直驚いております。町長は田丸城跡の大切さを言うておられましたが、私は、保育所の子供たちや中学生の命がもっと大切だと思うのです。町長が、田丸城址に建つ中学校に思い入れがあまりなのはお察しできますが、地震のときに避難所にもできない中学校が、永遠に長寿命化で安全が確保できるとは思えません。宅地開発が進む中、なぜ、移転先が決まっていないのかというご意見もたくさん伺います。

3月議会で、中学校の移転先について総務課長から模索中と答弁があり、私は、いまだ中学校の移転先を模索中なのは、田丸地区ではなく、中心地から離れた田畑や山林を崩して移転させるお考えなのかと思ひ至り、今回の質問とさせていただきます。午前中の答弁に追加でご説明いただけることがありましたら、お願いいたします。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 総合計画にうたっておるんです。見ておいてください。文化財の利用ない土地利用計画は、田丸城は文化財として整備、活用していくと、こういうことになっておるんですよ。そうしてそれはご理解ください。そして、城郭にあるものは、説明聞いてもらっておるように長寿命化の計画をもって進めていくと、こういう考え方です。

以上です。

○議長（風口 尚） 井上議員。

○4番（井上 容子） 以前、森林環境譲与税の講演会で町長も聞いておられたかと思いますが、講師の方から、自分が生きている間だけでなく、自分の子、孫、ひ孫、さらにその先のことを考えて植林や間伐をしていくというようなお話があったかと思ひます。同じように、将来の子供たちが安全・安心な学校生活を送れるよう、もう一度、よくお考えいただきまして、20年、50年、100年と、持続可能な状態になるようにしていただきたいと思ひます。

では、次に、農地について、3つに分けて伺います。

農業振興地域である場所を指して、あの辺にまとまった土地があるんやから、宅地開発して団地造ればいいのにとお声を頻りに耳にします。農業用排水の管理や草の管理など大変で、農地を手放したい地主さんの気持ちも分かるのですが、三重県の食料自給率を見ても、持続可能な開発目標に照らしても農地の維持は必要な施策かと思ひます。まず、1つ目の質問です。

遊休農地の面積の推移や地域食料自給率を踏まえて、今後の農地利用の方向性を伺います。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 産業振興課長から答弁の前に私のほうから。井上議員と見解が異なります。

玉城町のシンボルは、宝は田丸城、そしてその中で、今年創立60年を迎えました玉城中学校、卒業生が1万700人。この卒業生の皆さん方は、やはりこのお城にある中学校を大変愛しておる。誇りに思っているわけです。だからこれをやはり、玉城町、即このお城の中に公共施設がある町、これを大事にしていく。そのために村山龍平をはじめ、先人の代々の皆さん方が、公共施設の、ご覧をいただいたとおり、優れた環境を整えてきたと。これをつないでいくのが私たちの使命であります。

将来世代に大規模な仮に移転とか、いろんなことになる大変な費用がかかるわけです。今、ご承知でしょうか。どんどん人口が減っていくんです。児童生徒が減っていくんです。そういうような中で、財政なり、行政の健全化を目指しながらまちづくりをしていくと、これが私は大事なことだと思います。井上議員とは見解が異なります。

以上です。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

まず、遊休農地のことですが、推移としまして、2020年度が1.4ヘクタール、2021年度が1ヘクタール、2022年度が1.1ヘクタールとなっております。玉城町の農用地面積約1,200ヘクタールに対して、割合で申しますと、約0.1%にも満たない面積となっております。

続きまして、食料自給率ですが、令和2年度でカロリーベースの食料自給率は国が37%、三重県が38%です。生産額ベースで申しますと、食料自給率のほう国が67%、三重県が60%となっております。玉城町としても、今後食料自給率向上には努めたいと考えております。

あと、土地の利用なんです。農用地の方向性として、玉城町はもう水田地帯になるところと、あと田とか畑にも転換が利く地帯と、2つに分かれると考えております。それぞれ農地が利用しやすく、有効利用できるような図っていく必要があると考えています。そのための一つに前年までは人・農地プランとか、今年からは地域計画というのが必要かと思っております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 三重県は分かっていますので、地域食料自給率を教えてくださいとお願いしたかと思うんですが。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

玉城町のカロリーないしは、食料自給率のほうなんです。計算方法は国のほうに示してもらっておるんですが、それを入れるための数値が、町単位での数字が拾えないということで、県ともちょっと相談させてもらったんですが、式だけあって材料がないという状態で、ただ、今はカロリーとか、自給率の数値が把握できないということになっ

ております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 拾えないということですので、県としても4割ないということですね、食料自給率が。そうしますと、宅地開発よりは、優良農地を減少させることなく、次の世代につないでいく方向ということによろしいでしょうか。

今までも、マコモやエゴマなどを玉城の新しい注力作物として援助してこられました。エゴマのときは、玉城町の農地に合った作物を選んだとご説明いただいたと記憶しております。最近、これらの作物に注力しているようには耳にしないんですけれども、方向転換されていると考えてよろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

井上議員仰せのように、産地化というのはいろいろな面で必要があるとは思いますが、ただ、高収益作物、最近言葉を聞いたことがあると思いますが、やっぱりもうかる作物をやっていただきたいという趣旨もございまして、現在ですと、イチゴ等を玉城町は推進しておる内容になっております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 全国でイチゴの新規就農が増えているようです。同じ理由だと思います。ほかとの競争に打ち勝つべく、玉城町としても、玉城のイチゴ農家の支援を続けていかれるということによろしいですか。はい。

4月27日に知事と若手農家との円卓会議が開催されましたが、そのとき、イチゴのブランド化に取り組む農家さんが、新規就農した人がハウスを建てるにも銀行からお金が借りられないというお話をされておりました。企業版ふるさと納税でそういう若手農家のための寄附があつて、議会でも承認した後だったんですけれども、町長から補足説明がそのときなかったので心配しておりましたが、支援は行われているというふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

ちょっと1点だけ、「イチゴも」というふうに、はい、すみません。若手農家の中には、トマトでやっていこうという方もありますし、ネギでやっていこうという方もありますので、やっぱり頑張る農家さんを応援していきたいという気持ちで頑張っていきます。

あと、先ほどの企業版ふるさと納税のことですが、今回、4月以降、渡辺パイプさんの意向に合えるような形で予算の執行を進めております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、農地について2つ目に移ります。

畜産農家の廃業について伺います。

畜産農家が廃業しますと、建物が残ったりして、農地にもかかわらず、その後の土地活用が限られてまいります。

実際、町内に廃業後の畜舎がそのままになっているところが数件ございます。私の知る範囲では、1件は町外から通いながら牛の飼育を始められましたが、また廃業。もう1件も、何回か町外の方に事業継承を試みられて、継承できないまま廃業。もう1件は、農作業をする場所として畜舎を使っておられますが、後継者がいらっしゃらない状態です。

廃業後の畜舎の活用支援もそうですが、畜産農家が廃業にならないような後継者育成、事業継承支援について、町としてどのようなことをされているか。また、今後の展開について伺います。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

経営者の高齢化に伴い後継者がいない、見つからないという後継者不在の問題というのは、畜産農家だけではございませんでして、農業関係ほとんどのところで、全てで言えることと考えております。

このことから、令和3年度より、経営継承・発展等支援事業補助金といたしまして、この補助金を設けまして、廃業される前にいま一度立ち止まって、次への後継者等のことを、食い止めることができないかという考えを持っていただきたいというつもりで、今は考えております。

あと、次の後継者育成、この件につきましては、どうしても経営者の協力が必要になると考えておまして、経営者さんから相談を受けた場合は、役場のほうといたしましても全力で相談に乗っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 既存の畜舎に関しては、まだ支援というのはあまり考えていらっしゃらないということですね。

では、次に3項目めに移ります。

異常気象への対応について伺います。

気象庁の長期予報で大きな規模でのエルニーニョ現象が予想されており、強い台風が多いと予測できます。また、今年は豪雨と猛暑、両方の可能性が高いと言われており、農家にとっても恐ろしい年になりそうです。

これを踏まえて、担い手支援などの施策は何か検討しておられますでしょうか。

例えば、稲刈り時期には、雨が降るまでに一枚でも多くの田んぼを稲刈りしますので、

わらのすき込みができない農家への作業支援をすることによって、水害の予防にもつながるかもしれません。また、今年採用されておりますため池遠隔監視観測システムで出たデータを参考に、大雨の前に池の水を排水しておくために、池の推奨水位を具体的に提示することもできるかもしれません。

何か予定されていることがあればお聞かせください。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

まず最初に、気象庁の3か月予報などでエルニーニョ現象などの予想が出た場合の対応として、まず、県の病虫害防除所というのがそれに反応いたします。それを受けて、病虫害発生予測情報や病虫害の防除技術情報が出まして、それを受けて、次にそれぞれの普及センター、あとJAさん等が、農家さんに対して情報提供をさせていただいておるとい状況が出ております。

また、役場のほうもその情報を受けまして、最近ですとジャンボタニシの問題とかありましたけれども、そういう状況にあれば、必要に応じて町も対策を取っていくというふうに考えております。

あと、作業支援につきましても、その段階でJAさんのほうが、いろいろ、こういう時期には進めてほしいとか、稲の状況の開花も併せて、データを流していただくというふうに聞いております。

ため池のほうにつきましても、実は私のほう、ため池監視システムをつけて、区長さん・・・お話をさせてもらっておるんですが、逆にこちらが叱られるぐらい、地元の方のほうが一生涯懸命水の管理をさせていただいておりまして、まだまだうちのほうは補足的ではございますが、サポートに回っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、専門的な方がいらっしゃる県やJAさんを中心に町は協力する形を取られるということですね。

では、3項目め、森林の維持管理について伺います。

森林の維持管理と治水は切り離せない関係です。

近年、町長は、外城田川の工事を例に挙げて、「有田平野」と読めばいいんでしょうか、そちらの水害対策について何度も語っておられますね。しかし、川上のほうの管理ができていなければ根本の解決にはなりませんし、宮川をはじめ汁谷川、菱川が関係する町の南側の水害対策にはあまり関係なさそうです。

現在、伊勢広域のごみ処理場が新築に向けて進んでいますが、移転先についての説明会、かなり前にやったんですけども、迷惑施設は住宅の近くでなく、山のほうに土地を切り開いて建てたらいいというような意見を声高に言っておられる方がたくさんおいででした。玉城町でも、森林管理に税金を投入する価値がないと思っておられる方は少

なくないと感じます。

しかし、山の涵養機能の維持は、下流の治水にとってもとても重要な役割を担っていますので、荒廃していく山林を一刻も早く正常な状態にする必要があります。

そこで、3つに分けて質問いたします。

1つ目に、森林環境譲与税を使った実態調査・その後の森林管理について、今後のスケジュールはどのように見込まれているか伺います。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

現在、モデル事業といたしまして、森林計画図上の1つの箇所において、森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度に基づき事業を進めています。

全体の流れといたしましては、まず、所有者様への意向調査、それからその内容を取りまとめ、モデル事業は現在ここまで進んでおりまして、それから次のステップになります。境界の明確化へ入るんですが、その後、経営管理権集積計画や配分計画の作成に入ります。その後は、計画に基づきまして、森林の管理を進めていくこととなります。このモデルでは、進行管理を含めて事業費ともにどれぐらいかかるものなのかを判断するための材料として、モデル事業としてさせてもらっております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、その後モデル地域以外のところに移っていくから、まだその予定が立たないということよろしいですか。

では、2つ目に移ります。

森林環境税の徴収が来年から始まります。森林のことは関係ないと思っておられる方にご理解を求めるためにも、玉城町における森林による治水機能について、経済効果というんでしょうか、健全な森林を維持すれば節約できる税金を試算されていると思います。大体どれぐらいの金額になるのでしょうか。お教えてください。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

これは三重県の森林の評価額ということで、ずばりそのものの金額ではないんですが、玉城町として面積按分をさせてもらっておる額が少し参考にありますので、説明させていただきます。

三重県は森があることによって、洪水緩和にかかる費用が1,700億円助かっておるといふふうに三重県のほうが報告しておりまして、それを玉城町の面積で按分しますと、約5.1億円が森があることによって、費用が捻出されることが済んでおるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 5億というかなりの金額になるかと思えます。ぜひこれからも森林に関してご理解いただけるようにご支援お願いいたします。

では、すみません、次が2つ目ですかね。

地震対策を施したため池は、水がたまらないように手を加えていると伺った気がするんですけども、今まででしたらある程度雨水を蓄えていた、雨水が直接下流へ流れていってしまう分の水害対策というんでしょうか、本来だったらため池にたまっていたであろう分の水の対策は、どのようなことを考えておられるのでしょうか。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

ため池につきましては、もちろん防災機能はございます。

ただ、その下流にありますため池からつながる用排水路のことになると思うんですが、この面につきましては、実は国土交通省の洪水調査計画というのがございまして、そこで流出計算手法というのがございます。この計算方法に基づきまして、ため池からつながる用排水路の流量計算をさせてもらった上で、用水路の整備をしているというふうに考えておりますもので、そこはため池が今回の計画の下で、計画に基づいて順番に改修していきますが、その内容のとおりすることに伴って、計画どおり進めることによりまして、ため池による災害が起こらないというふうに考えております。

ただ、ため池を全部廃止するわけではないので、容積をもって、のり面を厚くしておくものはおく、排除するものは排除するというふうに考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） それでは、3つ目に移ります。

水路の維持と水害対策を伺います。

先ほどのとよく似てしまうんですけども、山林の管理をしなくなった地域も多くあります。山のほうの排水路が大雨などで崩れても気づかない。または、山側の昔田んぼに開墾したところの水路も、田んぼをつくっていないから放置されているなど、治水から程遠い状態のところが増えてきていると思います。対策について、現状と今後を伺います。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

用排水路の管理につきましては、受益者のこともありまして、まずは、利用者さんのほうで管理をしていただくということで進めさせておりますもので、その後につきましては、町もそれぞれ対応したいと考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、2つ目の包括的な町のありかたについての質問に移ります。

こちらも3つの項目に分けて伺います。

1項目めに、インクルーシブ教育について、これも3つに分けて伺います。

まず、1つ目に、中学校を長寿命化するときには、同時に現代社会に対応した設備が必要と考えます。近隣でも特性のある生徒に対応できる部屋があったり、医療ケア児に対応した設備があったり、バリアフリーを意識したものになってきています。

玉城中学校の校舎についての方向性を伺います。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局 梅前事務局長。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

令和5年度に予定しております中学校の長寿命化なんですけれども、これまでもエレベーターを設置したりとか、あと、シャワー室を設置したりとか、あと、これまで学校の先生たちの事務作業を中学校へ集まって、度会町と玉城町の事務作業をいろいろ行っておった部屋があるんですけれども、そういった部屋も特別教室に開放したり、いろいろしておるんです。

そういった機能はそのまま残しつつ、新しい長寿命化をしていきたいと思ひますし、現状、そういった支える部分の備品関係も現状維持というか、可能であれば、さらに利便性のいいものに換えていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、予算次第という形になるのでしょうか。

では、2つ目に、玉城町の教育方針にインクルーシブ教育を推進しますとありますが、具体的にどのように進めていかれるか伺います。

○議長（風口 尚） 中西教育長。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

井上議員言われる教育方針にも、インクルーシブという言葉を使わせてもらっていますが、全文を昨年度新たに変えました。教育委員会の方向性としては、全文を変えるということは、インクルーシブ教育をこれから推進していこうという姿勢をそこへ示させていただいたものです。

今までもやってきていることなんです、今後も特に特別支援教育に関わっては、子供たちがよりみんなと一緒に勉強しやすいような施設というか、環境整備、それについても今後も行っていきたいと思ひます。

具体的に言いますと、子供一人一人が勉強するのに、隣の子に対してすごく敏感に反応する子がいるということで、間仕切りを設置したり、これも数年前から難聴の子が入学したときには、ロジャーという機械、先生がマイクを持ってしゃべると補聴器にそれが届いて、先生の声が鮮明に聞こえる。そういうのを数年前からやっていますが、今年もそれを使って授業をしている子供もいます。

そういうふうな部分で環境面の整備と、もしくは人的な整備です。県費でスクール

ソーシャルワーカー、それとスクールカウンセラーを配置していただいて、活用しています。町費で学習支援員さんをたくさん、できる限り学校が子供たちのためになるように雇っていただいて、そういう人的配置も、これからもしていこうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、次の社会教育におけるデジタル活用はいかがでしょうか。

例えば、先月から玉城町でも電子図書の貸出しが始まりました。紙の本では読書をするのが難しいお子さんでも、いろんな補助ツールを使って読書をすることができるようになります。

電子図書以外でも取り組めることは無限にあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局 梅前事務局長。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

電子図書なんですけれども、正直こちらのPR不足というのものもあるかと思うんですけれども、全体の図書の貸出数からすると、1%にも満たないような登録状況になっておるのが現状となっております。

今後は、こちらホームページのほうでは一応お知らせはさせていただいたんですけれども、また広報紙なども含めて、また様々な団体などにもこういった取組をお知らせして、少しでも登録者数が増えていくように努力したいなというふうに思っておりますし、今後の社会教育の部分についてもデジタル化というか、メタバースの部分についても、まずは設備の関係、そちらのほうを充実していきたいなと思いますし、また、それらを活用できる情報活用能力、そちらのほうの向上にも努めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） では、次に、男女共同参画について伺います。

玉城町第3次男女共同参画計画が1年経過いたしました。

しかし、町民の皆様の意識はまだまだ薄いように思います。これは玉城町が男性優位の社会だからというだけでなく、女性側も面倒だからという理由で参画しない方もたくさんおられます。私は、女性の意識も変えていくことも必要でないかと思っております。

PTA活動における役員、多面的支払交付金などの各種補助団体について、現状と今後を伺います。

通告書にあります農業委員会については、昨日のご答弁以外で追加の説明がありましたらお答えください。

○議長（風口 尚） 中西教育長。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

まず、PTA活動に関わってお答えさせていただきます。

それぞれの学校にPTA役員を選出する規約というのがあるんですが、それを全部読ませていただく中で、基本、会長についてはどちらでもいいと、男子でも女子でもいいと。副会長のところで、ある学校については、1名は女子、1名は男子というふうな明記もありました。ある学校については、副会長は女子、会計は男子、これについては青少年を育てる会、以前、交通安全母の会という会があったり、青色パトロール、それに出ていただくために都合上女子というふうな特定、また、会計が男子というのは青パトのほうに出ていただくという、そういう時代があったわけですが、ほとんどの学校はそれが廃止されていまして、そこがまだ残っている学校についても、校長先生とお話ししたときに、これについては今後変えていくところであるということです。そういうふうな部分で、PTAの規則も変わっていくというふうに捉えています。

具体的には、現在、女性で会長になられる方も2名います。PTA役員の女性の比率なんですが、会長は40%、副会長に至っては70%、会計に至っては60%、書記については100%。PTA役員については女性のほうが現状多いという、そういう今結果になっております。

以上です。

○議長（風口 尚） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

農業委員会のほうにつきましては、昨日の答弁でご了承いただきたいと思います。

多面的機能組織のほうにつきましては、町内約20組織ありますが、2組織におきまして、役員の中に1名ずつ女性の方が入っておるという現状を確認しております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 多面的支払交付金の組織に当たっては、役員さんでしたでしょうか、理事でしたでしょうか、ちょっと記憶に薄いんですけども、女性を何割か入れますと交付金がアップするというような規約があったかと思うんですが、それがあってもまだ2名ということなんですか。

○議長（風口 尚） 産業振興 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

井上議員のおっしゃいます、役員の中に女性の役員がおる場合に加算があるという措置はあるんですが、実はそれだけでは駄目にして、全部で3つ要素がありまして、その中の1つの要素が女性役員が入るという内容になっております。

ですから、女性役員だけで補助金が増えるという状況ではないということで把握しております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 昨日の議案にありました農業委員会の委員もそうなんですけれども、個人の適性を見ずに、女性を含めないといけないからという理由だけで、女性の割合を増やす必要はないかと思っております。しかし、若いうちから男女の別なく、様々な分野で人材を育成していく必要もあるかと思えます。

また、昨日のご答弁で、農業委員会に女性を含める工夫について伺いましたけれども、若干弱いように思いましたので、県内の市町がどんな工夫をされているか確認いたしました。いろいろある中でも、特に認定農業者の配偶者やお子さんなど、女性農業者への働きかけをされている自治体、また、現職委員に、3割理論、これは組織の中で少数派が3割を占めると、その風土とか文化に変化が起きると言われているようで、その3割理論を説明して、女性委員を増やすという機運の醸成をするという自治体もありました。

また、県のほうでも、農業委員への女性登用に向けて、昨日申し上げました農村女性アドバイザーの研修のときに、農業委員就任について協力を呼びかけておりますということです。県のほうからも、かなりいろんな方に働きかけをしておいでですので、いろんなところに、もっと違う分野にもお声がけいただいたほうがいいのかなというふうに感じました。

昨日のご答弁でも、以前、女性農業委員がいらしたときのお話で、議会推薦枠以外に2名は違う推薦枠だったか、応募だったかと思うんですけれども、お声かけ先や内容についてもさらなる工夫をお願いいたします。

では、次の項目に移ります。

何度もいろんな方からご指摘があったかと思うんですけれども、ボランティアなどの社会活動や意見を聞くための玉城町主催のワークショップがありますけれども、そのいずれの参加者も同じ人が重複して参加していて、実際の数としては、活動している方とかが、少ない人たちが意見を出し合っているように感じます。

なるべく多くの町民の皆様が活動に参加していくために、今後の対策を伺います。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

今ほど、社会活動のマンネリ化的なことが起こっていないかというご心配のご質問をいただいたのかなというふうに理解をさせていただきました。

ただ、一つの行動、きっかけから複数の社会活動への関わりが深まっていく。そして、よりアクティブに活動していくということの考え方からすれば、同じ方がたくさん活動に参加されるということは、ありがたいことだなというような認識をしております。

また、玉城町の規模ですと、大体参加されるのにお友達とか、仲間を誘って参加されていくので、仲間はなかなか同じような仲間内ということで、同じふうになるというふうなことも一つあるのかなと思っておりますので、あまり否定的にここは考えずに私どもおります。活動いただいている方に、ありがたいなという気持ちでおるところでございます。

それから、ただ一方で、井上議員おっしゃいますように、活動の活性化であったりとか、新しい方をどうやって見つけてくるのというふうなお話もあるのかなと思っていて、今年度はコミュニティーの活動の相談日というのを設けたり、100人委員会のときに少しご記憶あるか分かりませんが、無作為抽出で参加者、町民の皆さんに無作為で呼びかけて、こんな活動あるけれども来てもらえませんか、ご招待しますというような招待状みたいなものを送って、それが僅か1%でも2%でも、その方がお越しいただくと、そこからまたさらに新しい取組へつながったりというふうなことも実行しております、昨年度もそういったやり方で少し新しい取組みたいなものにつないでおる現状もございまして、そういった形で活動の活性化には努めておるところでございまして。

以上でございまして。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） 最後の質問になります。

田丸駅舎の新築が広報にも掲載され、いよいよ工事が始まります。

その中で、根強く南口の解放を願う声が届きます。宮川駅のことを例に出される方が多いですが、そもそも宮川駅の周りは住宅地でなく、また、乗降者も少ないため、田丸駅で起こると予想される危険の確率は少ないと言えます。田丸駅周辺の方から、夜の治安についての不安や子供さんや認知機能の低下した方の事故の不安もお聞きします。

解放しないしてほしいという意見も吸い取っていただけるのか、また、開放する方向になった場合、懸念される問題を解決していただけるのか伺います。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

田丸駅の南口の解放の問題に関しましては、駅をよく南北問題というふうにご話をしますけれども、昭和のときからずっと抱えてきた問題だというふうにご認識しております、そもそもこの問題については、駅の話になりますので、JR東海さんがいいよと言わない限りはこれは開かない、かなわないというふうなものになりまして、これまで重ねてお話し申し上げておりますとおり、今新しい駅舎なるものをこれから造ろうということで、南口の解放については町の大きな課題であるということも踏まえて、JR東海さんには、開けるといふことに対しての協議をお願いしているというところでごございまして、まだ開けるとも開けないとも、そこまで行っていない状況にあります。

当然、JRさんに協議を持っていくわけですので、開けてくださいというようなこちらのスタンスでないと、どちらでもいいけれども協議に乗ってくださいという話にはなりませんので、ひとまず開けてくださいという課題に対して、私どもこれから協議を進めていきたいというふうにご考えております。

ご懸念の、じゃ、住民さんの不安をどうしてくれるんだというふうなお話になるのかなと思いますが、こちらについては、当然駅に近い方になればなるほど、この不安というのは大きいと私どもも理解をしておりますので、一つずつ解決の手だてというのを講じ

られるかというのは、まだお聞きしてみないと分かりませんが、当然、理解を求めていくということは、私どもとしては必要不可欠だと思っておりますので、少し慎重にといたしますか、丁寧に対応を進めていきたい、今はこういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 4番 井上議員。

○4番（井上 容子） それでは、これからもいろんな方のご意見を吸い取っていただく方向でということよろしいでしょうか。

では、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 井上容子議員の質問は終わりました。

一般質問の途中でありますので、ここで10分間の休憩をいたします。

（午後1時43分 休憩）

（午後1時53分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

〔8番 北 守 議員登壇〕

《8番 北 守 議員》

○議長（風口 尚） 次に、8番 北守議員の質問を許します。

8番 北守議員。

○8番（北 守） 8番 北。

議長の許可をいただきましたので、新型コロナ後の健康福祉施策について質問させていただきます。

その中でも、1点目は、コロナ後の健康に対する課題や問題が浮かび上がったと思いますので、その問題について1点目をお伺いしたい。それから、2点目については、健康福祉施策を進めるに当たって、やっぱり体制づくりが必要やないかと、こういう観点から、2点に分けて質問させていただきたいと思っております。

ご存じのように、新型コロナは令和2年に中国の武漢から発生して、もう全世界をパンデミックに陥れ、たくさんの方がお亡くなりになりました。そして、国内においても緊急事態宣言が発出されて、経済活動とか、様々な分野で生活に影響を与えてきたのも事実であります。

幸いにして、国は、先月の5月8日に新型コロナウイルスの分類を2類からいわゆる5類、インフルエンザ並みの分類、ウイルスの変更ということで、ポストコロナというふうな今状況に置かれておるわけなんですけど、何はともあれ、ウイルスが消えたわけではございませんので、気をつけていかなあかんと思っております。

コロナ禍の中で、生活様式がやっぱり一変したと思うんです。例えば、日本全体を見まして、1番目に健康問題、2番目に雇用問題、これは失業や企業の倒産、あるいは減収、減益、こういうこともあったでしょう。それから、3番目に社会文化活動の停止ということで、野球でも声援ができなかったと、そういうこと、イベントの自粛というふうにかなり厳しい。それから、もう1点は、自治体における財政問題、これもコロナでたくさん臨時交付金が自治体に来ましたが、財政問題でも大きな問題として今影響が出てきたと、私はこう思っております。

そこで、今日は、日本国中でそういうポストコロナということで、コロナ後について、いろんな問題があったわけなんです、町として一番取り組める問題としましては、健康福祉の健康の問題が一番身近な、町民の皆さんにとって身近な問題であるということから、この問題に絞って今日は質問させていただきたいと思っております。

そこで、ウィズコロナの中で、問題や課題というのがやっぱり出てきたと思うんです。それで、その問題を役場のほうもどう分析されて、どう捉えておるのか。また、さらにはどう取り組んでいくのか。そういう点について伺いたしたいと思います。

○議長（風口 尚） 8番 北守議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 北議員から、新型コロナ後の健康福祉施策についてのご質問をいただきましたので、まず、私のほうからお答え申し上げます。

コロナ感染のこの3か年の間は、もういろんなことが世界中で、あるいは日本国内でも大きな影響があったわけでありまして、特にソーシャルディスタンスの行動制限によって、議員のお話のとおり、体調に変化が生じた、あるいは心の面でも生活に不安を感じておると、こういうふうな方が増えておるとというのが現状でございまして、具体的にやはり高齢者の皆さん方、特に担当のほうから様子を報告いただいておりますと、特に虚弱体質、フレイルといいますか、筋力が低下しておる、精神的にも弱ってみると、こういうのが見受けられるということございまして、ちょうどいい形で、東京大学の日本を代表する飯島勝矢先生にお願いをして、早速玉城町でも、飯島先生は全国的にも、全国市町でも最近特に力を入れて取り組んでおられるという方でございますので、その方にお出でいただいて、今、各フレイル対策、フレイル予防の活動を広めていこうと、こういうふうにしておるわけでありまして。

具体的なそれぞれ今後の健康、町が抱えておりますところの健康長寿のまちづくりの施策も、この3年間の制限によるところの影響、これを早く回復していただく。そのための取組を順次進めていきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

以上です。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 町長のほうから、2月19日の飯島先生のお話、さらには、ご答弁あるかどうか分かりませんが、朝日新聞のデジタル版にコロナに関するコロナ後

のアンケートが出ておるようなわけなんです、その中で、大体年齢も横断して、子供から大人までというふうな形ですけれども、年齢層が偏らず、今、町長がおっしゃったように6割の方が体調不良とか、免疫の低下とか、おっしゃってみえた足腰の低下ということが出ておると。

そこでタイミングよく、今おっしゃってみえた2月19日にふれあいホールであったんです。飯島先生の、全国的に有名な方、この人のテーマというのは、今フレイルというお話あったんですよ。私は比較的そういう横文字には弱いので、今、町長のほうで虚弱という言葉を使っていただきました。それは何かというと、例えば、介護までは必要ない、まだ健康である、その中間をフレイルやというふうに、中間の人です。介護せなあかんと、それでまた健康せなあかんと、その間のやつがフレイルと、こういうふうに虚弱という。具体的にはどんな症状が出るのかな。痩せてきます。それから下痢を起こします。いろんな症状があるんやと思います。

そういうことで、フレイルのことについて飯島先生がおっしゃってみえたということで、ご答弁いただいたわけなんです、その先生の話を集約しますと、1番目に健康、それから2番目に栄養、3番目に社会参加です。そういうことが大変コロナ後では重要になってきますよというふなことをお話しされたそうです。

私もそこにおればよかったのですが、聞いておらなかったのも、順次質問を進めていきたいと思いますが、まず、1点目の健康について、改善策として、今問題が浮かび上がったと。それでまた、先生の講演もありましたということで、コロナ後に特に起こりがちなフレイルの予防と、特に年齢の高い高齢者フレイルというのが、大変問題になってきておるということを聞いておりますので、今後どのように町としては指導され、また、いこうと考えておられるのか、そういう点をお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

健康的な生活を送っていくためには、まず、運動をすること、しっかりかんでしっかり食べることを、社会参加をすることをバランスよく実践することが非常に大切であることを飯島先生が研究されて、指導してもらっております。

そこで、当町でもフレイルチェックとして予防に努めてもらおうと、2月19日、講演をいただきまして、これを聞くことといたしまして、一緒に活動し参加してもらおう方々を募り、フレイルサポーターとして事業展開をしていきたいと今後考えております。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） そうですね。やっぱりフレイルチェックというのは、個々においてチェックができますので、そういう点で、体力が弱ってきたなど、それで高齢者の場合は無理して歩くとやっぱり駄目だそうです。それで1日6,000歩ぐらいが一番いいというふうにも聞いております。これは別に統計が出たわけでもないけれども、人からの話で、そういうふうなことをおっしゃる方もおります。

そこで玉城町の場合は、もう既に健康しあわせ委員会というのがございますね。それで、その委員会に対しては補助金も出ておるんですけども、そこで今フレイルサポーターというお話も出たんですが、そういうふうなことも含めて、現状どういうふうに展開、今の3つの課題が出ましたと、それをどのように健康しあわせ委員会で運動を捉えてやっていくのかなというふうな疑問が出ましたので、もしお答えできたらお願いします。

○議長（風口 尚） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

健康しあわせ委員は、自らの健康づくり、町民の健康課題解決への実践、啓発を柱として、現在45人の方が活動していただいております。

まず、ウォーキングや健康診査の啓発、地域での取組の活動を柱としていましたが、これからはフレイル予防も活動の柱に加え、フレイルサポーターとしても活動を行っていきます。あと、要支援者に対しては、要支援者の方は、地域共生室が主になって支援をしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 今、室長のほうからお答えをいただいたんですが、具体的な活動というのはそういうところに力点を置いてやっていきたいと。特に新しい言葉でフレイルサポーター、これは全国的にも広がりつつあるということで、早急に取り組めるものでしたら、そういう健康しあわせ委員さんか、どこかの団体さんをお願いして、ボランティアさんをお願いして、進めていっていただきたいと思います。

こういうことで、次の問題としては、栄養の問題についてちょっとお伺いしたいと思います。

栄養指導というのは、これは長きにわたり、食生活改善推進委員会というのがありますね。それで50年ほどたしか歴史的にあるんじゃないかと、戦後の栄養のない時代からこういうのが立ち上がってということで、現在も本当に活発に活動しておられます。

ということで、栄養問題については、町としてもどういうふうに委員会に関わっていくのか、また、どう指導していくのか。

具体的に言いますと、ここの委員会に何年か前でしたけれども、糖尿病教室、それから高血圧、腎臓病、こういうふうな食事と現場の作り方、お食事の作り方とか講習とか、そういうのでやっていただいたんですけども、今後どういうふうに進められるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

栄養士による食事指導や昨年の4月に策定いたしました健康たまき21の中の第3次食育推進計画にもありますように、食を通じた健康で豊かな暮らしができるまちづくりを

目指しております。

地域における食育の推進を食に関するボランティア、食生活改善推進委員さんが主に活動してもらっておりますので、その推進委員さんと連携を取り、取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 今、室長のほうからいただいたんですけども、役場のほうからも栄養士さんも来ていただいて、過去にも受けたんですけども、さらにまた免疫力を高める、そういうふうなことも課題としてお願いしたいと思います。

それから、3点目ですが社会参加、これはコロナで出不精になってしまったと、それでなかなか出ないために、人と会うのが嫌いになった。人と話すのが嫌いやと、そういう方が増えてきたと。それでまた、運動不足でぶくぶく太ってきたと。それで運動せなあかんわということで、悪い循環が起こってきたんです。

そこで、独り暮らしのお年寄りのぴんの会というのがございますね。ぴんの会というのは、男性も女性も関係ないですね。それで、そういう方がやっぱり出ていかれるような、地域のつながりというものをやっぱり考えていってほしいと思うんです。

それで、今年の町長の当初予算を編成するに当たっての施政方針をおっしゃっていただきました。コロナで人と人とのつながりが希薄になっているので、本年度はこの点も重点的にしていきたいと、こういうことをおっしゃっていました。

それで1月早々にこういうお話も、もうとにかく人とつながる、そういう仕掛けを考えていきたいんやと、こういうことを聞いたと思うんですけども、最近では、私の有田地区で若手の役場の方が有田大学、2回目も今度予定されるそうです。有田大学が盛況にされました。それで先日も4月の桜まつりの代わりに城山のマルシェ、イベント、それでいわゆる謎解きのこともありました。さらには、最近でいきますと昨日、一昨日ですか、役場には直接関係あるかないかは別にしましても、福祉まつりが盛況に開かれました。

ということで、もうどんどんこういうふうな仕組みを考えていってほしいんですが、社会参加の問題をもう一度留める形になるか分かりませんが、どういうふうに今後進めていこうと考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

社会参加の問題でございます。

ちょっと繰り返しになるか分かりませんが、まず最初に自治区の行事について、まず、一番近いところにお出かけいただくのが出かけやすいというふうなことがございますので、これまでコロナによって自治会の活動が休・中止をしておった、ないしは伝統行事を簡略化して実施をしていたと、役員さんだけ出て終わるといふような状況が続

いておりましたので、こういった点については、こちらからの呼びかけ、自治会にもお願いさせていただいて、地域活動助成金という助成も行っておるところがございまして、こういった活動費用もご活用いただき、ぜひとも再開していただきたいというようお願いをさせていただく必要があるかなというふうに考えております。

次に、町主催というふうなところでありますが、もう北議員よくご承知のとおりで、有田村大学が開校されまして、今度第2回目、今度は栄養についてのテーマで、今度は講習会という形で、有田の小学校を起点にいろいろ活動をどんどんつなげていくと。これも自主活動として、私ども役場のほうはサポートというふうな立場に関わりを持たせていただいておりますが、そういう活動が続いていくということになっています。

また、下外城田では、今度は逆に本の読み聞かせというのを子供たちに実施をして、情操教育も含めてやっていくというふうな形で、それぞれの学区の単位で、地域の方々と関わりながら取組を進めていくというふうな流れで事業を実施させていただいていきますので、まずは活動をたくさん立てるといことと、それから地域とつながって継続していくということについて、私どもも支援をさせていただきながら、実施をさせていただきたいというふうに思っております。

社会参加というのは、まずきっかけをつくらないと、なかなか出づらいということがありますし、その次には、仲間ができないと続かないというふうなことがございまして、そういった意味で、なるべく地域に近いところでの行事の開催というのをぜひとも進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 今おっしゃったように、やっぱり社会参加というのは、どんどん外へ出ていかないと、精神的にもまいってくるというのが現実にあるかと思うんです。このコロナによって、精神的にまいったという人もおりますので、とにかく社会参加ということのきっかけをつくって、出してください。

それで、社会参加についても子供と高齢者、また働く方々と、そういうきっかけとか、そういう形態がいろいろ違うと思うんです。私は、地域の今もおっしゃったみたいに自主防災とか、認知症の見守りとか、それから子ども安全パトロール、地域によってもいろいろと事情が違いますね。それで4校区のそういうふうなことを含めたコミュニティー事業をやっておられますね。そこへやっぱりそこら辺も踏まえて、最終年ですので、何かそういうふうな結果を楽しみにしておるわけなんですけど、そういう点、ご意見がなかったらもう進めますし、あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

今、コミュニティーの事業を推進しているところでありまして、これの1つは、まずテーマ型での事業実施というのを支援させていただいております。町が事業をたくさん

実施するというよりは、地域の皆さんの得意であったり、やりたいことを実現させましようということで、一定のテーマ、例えばおしゃべり広場が持ちたいわとか、川の探索をしたいとか、それから盆踊りを復活させたいとか、そういったそれぞれテーマをお持ちの方のご支援をさせていただいて、どんどん仲間を増やしていただくというふうなことを一つずつと続けております。

今年度、最終年度ということでございまして、秋口にかけてまして、地域つながる博覧会というような、仮称でございましてけれども、銘打ちまして、少し長い期間を取りまして、その中でそういう発表会があったり、これは皆さんどなたでも参加いただけるような形で、最終報告会も兼ねて、そういったようなイベントの形式に持っていきたいなというふうに思っておりますので、また、これが近くなりましたらご案内もさせていただきます。ぜひともまたご参加もよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） そういうことで、この秋もう始まるわけなんですけど、来年もそういうことでぜひ期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、2点目のほうで、健康福祉事業を行っていく場合、今問題とかいろんなことを提起、あるいは浮かび上がりました。それについての職員の受ける体制、それから町民さんにどういうふうに関わっていくのかという、そういうふうなことについて伺いしていきたいと思います。

今、前段で健康、栄養、社会参加、この3つが大きなキーワードだと思いますけれども、問題がコロナ後に浮かび上がってきたと。その中でフレイルということも起こってきましたということで、今おっしゃってみえました。

そこでもう既にコロナ前に、2016年ですから、おおむね7年前ですか、日本の国を「ニッポン一億総活躍社会の実現」、これを打ち出しまして、これは何かというと、お年寄りも、若者も、障害のある人もない人も、誰もが支え合う社会、すなわち地域共生社会を目指しなさい、また、自治体によっては、そういうふうな努力して体制をつくりなさいと、こういうふうな形で、もう既にコロナ前から出ているわけなんです。

それでもう一つ厄介、厄介ではないんですが、もう少しきめ細かく、その事業をざっぱな地域共生社会をつくっていくというふうな目標に向かっては、自治体としてこれだけの努力をしなさいよということで、2020年、今から3年前です、社会福祉法、これは法律で106条の4ですけども、ここにちょっと難しい言葉で、いわゆる重層的支援体制整備事業、これが載っております。ということは、この地域共生社会、これを支えていくための事業の展開を自治体がどのようにしていくか、または、どういうふうにするかということが国からもう来ているわけなんですよね。それでこの言葉というのは初めてですので、もしよかったら説明願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

既存の相談支援などの取組を生かして、子供、障害、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れない地域住民の複雑化、複合化した支援のニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築するために、属性を問わない相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援、支援が届かない人に支援を届けるなどを一体化したものを実施することを重層的支援と言わせてもらっております。

以上になります。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） なかなか専門的ですので分かりにくいんですけども、私の解釈と違っておったら、違っておると言ってください。

例えば、属性というふうな言葉が使われると、なかなか分かんんですけども、介護、年寄り、それから子供、それから障害者、貧困、今までの既存の事業があるわけです。その事業に、まだ今までどんどんDVとか、そういうふうな社会が複雑化しておる、その相談を一括して受けるような体制をつくりなさいよと、その中に今、室長のほうからあった、いわゆる相談を受ける業務、それは専門員でないとできません。それから社会へ復帰できるような業務。それからまた、社会参加を交流させていく。茶道なんか、前そうでしたね。そういう事業を展開しなさいというふうに捉えたんですけども、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

○8番（北 守） よろしいですか、はい。

それなら、質問を続けます。

そういうことで、前段で栄養、健康、社会参加ということで、なかなか難しい言葉ですので、聞いておっても分かりづらいんですが、とにかく地域共生社会をつくっていくための手法として重層的支援体制、こういうふうなものが国からも示されてきておるといことなんです。

そこで、重層的支援体制は何で国が提唱してきたか。これはどうでしょうか。この2020年にしてきたかという、それでまた急いでおると思うんですけども、そういう見解というのはお持ちですか。ないですか。特にないんやったら結構ですけども、要は国は急いでおるんですね。

ところが、一つ玉城の例を身近な例として挙げます。

玉城町は、縦割り行政というのは違うんですね。横のつながりを重視するワンストップ行政、すなわち今何があるかと、地域共生室というのがございます。以前は包括支援センターでした。早くからそういう統合型の、重層型の器はできておるんですよ。そういうことから、子育てから高齢者まで網羅していくような、そういう体制をもう何年でしょうかね、また障害者や生活にお困りの方まで、今までの事業をみんな含めたところを共生室でやっておるんですけども、いわゆるフィンランド生まれのネウボラという

のは、広報にも載ったと思うんですけども、それが玉城版ネウボラでいつとき広報にも載せていただきました。ということは、子供からお年寄りまで全て切れ目なく、そういうふうな事業を進めましょうということをやってきておるし、今もやっておると思うんです。

そこで、こういうことをやってきたためにというか、おかげでという言い方のほうがいいんでしょうけれども、玉城町の住みこちランキングが1番、2番やと。さらに、行政サービスや親しみやすさがここで評価されておるんやないかと思います。

それで、私もあちこち回っておりますと、実は私東京から来ました、実は私北海道から来ました、それでやっぱり玉城はいいですねと。そのいいですねという意味は、どこまでいいか私は聞きませんが、そういう声も聞きます。ということで、いわゆる福祉の問題については、かなりそういう点では、玉城町は先見的に明があったというですか、そういうことで、今、行事がされております。

よろしいですか、えらい続けて悪いんですけども、そこで同僚議員の方が前に何回も、この専門員が不足しているんじゃないかとか、例えば、お年寄りの問題とか、子供の問題とか、単品ではいろいろと今まで質問されてきたんですが、今回この事業を進めるに当たってはどうしても人の力、マンパワーが必要なんです。機械で物事を進められません。AIで進められるんでしたらいいんですけども、やっぱり人と人の交流があって初めてこの仕事ができます。それでまた、専門的な知識が要ります。そこで、今年採用が社会福祉士さんと保健師さんを補充というのか、体制をつくっていただきました。

ここで伺いするわけなんです。長々としゃべってございましたんですが、伺いするわけなんです、玉城町は現在、重点事業という総合型の形態を持っておりますが、今資格を持っている専門的な分野の人材が何名おられまして、また、これは充足しているのか、していないのか、そういう点をお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

現在、保健福祉課の地域共生室では、子育て、母子支援に保健師が3名、栄養士が1名、健康づくり、健診支援に保健師が2名、障害、生活困窮者支援に保健師が1名、社会福祉士が1名、高齢者、地域包括支援センターに保健師が2名のほか、主任ケアマネとケアマネの2名が社会福祉協議会から出向してもらって、現在この人数で対応させていただいております。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 私もこれが本当にどうなのかというのは、現場で働いてみえる方が一番よく知っておるんですが、ちょっと端的に聞きますけれども、これは充足しておるんですか。そこら辺が分からんのですけれども、言いにくかったら結構です。

調べてみましたら、介護で社会福祉士がお見えにならないよね、今の話ですと。それ

から、子供障害でいきますと、これも社会福祉士がおらんと。これは兼務であるかどうかは別にしましても、不足しておるということで、今の体制でもまだ不足しておるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（風口 尚） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

全体で説明をさせていただいたとおり、専門職がそれぞれ業務に当たっております。一部のところでは足りないところもありますが、住民にご迷惑をかけないように協力して業務に当たっておりますので、一概に資格がないので足りませんというわけでもなく、頑張ってお対応させてもらっております。

以上になります。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 室長のほうに答えてもらうというのは非常に酷な話やったんですが、今年は、令和5年度の人員配置を見せてもらいますと、社会福祉士1名と、それから、保健師1名ということで、今前段でお話しさせてもらったんですけども、4月からスタートしておるわけなんです。そういうことは、この重層的事業に対応するような形で今考えておられたのかどうかと思っておったんですけども、そういう点も何でしたら、現課のほうは頑張っておられますと言うんですが、人事の担当の副町長ないしは、もしよかったら、この計画どおり今進めていますよとか、なんとかかんとかというような、今回のやつは暫定的に今のところやっているけれども、今後また考えていきますとか、そういう計画はございますか、急にあれですけども。

○議長（風口 尚） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

今、北議員に地域共生室のお話もいただきました。

玉城町におきましては、18年当時に玉城病院の中に健康管理センターを設置し、そこに専門職を集約した。そういう中で、企画経緯の中でたしか27年だったと思います、保健福祉会館を増築し、そちらのほうに保健福祉課の分室として設置をした。26年当時、保健師が4名の状況、今現在、保健師が9名という状況でございます。そこに社会福祉士が1名、また、主任ケアマネのほうは社会福祉協議会のほうから出向で、主任ケアマネとケアマネが来ていただいております。

これは各市町、やはりやり方が違います。地域包括支援センターにつきましても、直営で持っている部分、委託事業である部分、以前から基幹相談支援センターのほうのお話もいただいております。そちらのほうの部分につきましても、直営でやる部分、委託でやっておる市町というふうなことで、やり方がやっぱり市町によって違います。

また、専門職の持ち方に関しましても、社協からの出向というふうな、派遣というふうな形であるケースというのも非常に多ございます。一概に町職員で全て補うというものでもないというふうに考えておりますし、また、今お話に出ました重層的支援の拠点

整備というふうなことに關しましても、これ、社会福祉法が改正され、令和3年4月施行で、交付金とともに各市町において先行的に取り組んでおるところもあろうかと思えます。

玉城町におきましても、そういうことを視野に入れながらといいますか、今、北議員のお話にあったとおり、まずは大きく30年の4月に社会福祉法が改正されて、そこで地域共生社会のという構想が出され、玉城町におきましては、今話があったように30年の10月の段階で機構改革を行い、現在の地域共生室というのを設置したと。これにつきましては、先ほど来お話のあったとおり、子供さんが生まれる前から、出産、そしてまた子育て、そしてまた成人の中でのお困り事、高齢者、また、ついの住みかのところまで、総合的に相談をしていこうというふうな考え方で、30年に設置させていただいた。

これにプラスアルファ重層的な部分というふうなことで、アウトリーチとか、就労の部分というのが今回示されてきたというふうなことだと思いますので、そちらのほうは、そういうふうな流れの中で経過を見ながら、玉城町としてどのような形で行っていくのかというのを検証いたした中で、専門職の廃置につきましてもる検討をさせていただき、また、社会福祉協議会との連携の中で進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 副町長のほうで、そういう大きな流れも含めて、今後の流れも説明していただいたんですが、特に共生室は統合型の形ができておるということで、もう準備万端ですよと。それで今のサービスについては、何とか皆さんの一致団結でやっておられると。

ところが、今そういうふうなことでお話があったんですけども、私もあちこち回っておると、例えば、計画相談というのはご存じですね。障害者の方が就労するときに計画相談を立てるんですよ。ところが、計画相談を受けてくれる団体がない、事業所がないんですよ。何でやと聞いたんですよ。ほんなら、報酬が安いと。これは国の報酬ですよ。報酬が安いんですよ。1件当たりのどうのこうのということで、やはりどれだけやってもそういうふうな、国も含めて変えていかんことにはいかんと思いますので、そこら辺の働きをぜひ町長にもお願いしたいんですが、そういうふうなことで、住民さんにも迷惑がかかっておるということだけ、一生懸命やっても迷惑は必ずかかるんやということだけ、ちょっとここで言わせてもらいます。

それから、今、副町長のほうから、何でこの重層型にこだわるんやと、私が一生懸命言うておるんですけども、その答えまでちゃんと言ったんですけども、もうとにかく国は待たなすですよ。もう放っておいても、どんどんやっておるところもありますよと、今おっしゃったんですけども、どんどん放っておけば、自治体に入ってくるんですよ、その事業が。そうしたときに玉城町は、まだこれは法的には努力義務ですよ、

これ。そうですか。よろしいですか。努力義務ですよ。

そこで考え方の一環として、玉城町はまだ時間があるよってええんやというふうな、今の答弁やと、そういうふうにはならなかったんですけども、そろそろもう準備していかなあかんのやと、そこら辺、副町長さん、あるいは町長さんでも結構ですので、答え、どうでしょうか。総合重層型を入れていく意味において、どういうふうにご考慮されるのかお伺いします。

○議長（風口 尚） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

さきに答弁させていただいたように、重層型支援事業というのは、もうこれは国が示されておる部分でございます。ですので、これを玉城町版としていかに進めるかというのが今後の大きな課題というふうに認識をいたしておりますので、今後進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 副町長のほうで答え、これは町長も同じ気持ちだと思いますので、ちなみに私はこれが入ったときに、専門員とか、栄養士さんとか、それから保健師さん、例えば、今4つの分野を言います。介護、それから困窮、障害、子供、この4つの既存の事業の中でどうしても職員を置かなければならないという、これがございませぬ。これは法的に決まっておるんです、一つ一つの法律の中で。

その中で例えば介護ですと、保健師さんとか、社会福祉士さん、それで主任介護専門員さん、これは必ず置かなあかん。それから、困窮者の手助けをしていただけらなりましたら、いわゆる職種のですね、支援員さんを置かなければなりません。これは置かなければならないんですよ。それから、もう一つは、障害の方ですと常勤の相談支援員を置いていかなあかんというふうなことで、これは大きな意味ではクリアがなかなか難しい事業になると思いますので、その点を玉城町の場合、こういうこともありますので、社会福祉計画、いや、ごめんなさい……。いわゆる今までの個々の障害者計画、あるいは、職の計画、いろいろございます。子供の計画もありますけれども、その上部の地域福祉計画、そういうものをつくるお考えはないのかなと、もうきめ細かくいくなら、そういうふうなことをつくっていただいたらどうかなと思うんですけども、そのお考えをお聞かせ願います。

○議長（風口 尚） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

現段階では、前段で説明いたしましたとおり、当町は総合型の支援体制を取っており、この体制を維持していきたいと思っておりますので、計画については、町のバイブルとも言えます総合計画を基に、高齢者や障害者、児童の各事業計画をリンクさせて運営させていただきたいと思っておりますので、現段階では作成する予定はございません。

以上になります。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 第6次総合計画の中でページ30から57ページまで、これについては、いわゆる健康福祉のことについて述べておられるということですが、これについて近隣の状況はどうなんでしょうか。

○議長（風口 尚） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

多気郡と度会郡内での策定済みの件を調べさせていただきました。

多気町、明和町、度会町の3町が策定させてもらっておりまして、未策定が大台町、大紀町、南伊勢町と玉城町となっております。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 伺うところには、県の指導もつくってくれということですが、これは町の判断ですので、先ほどの答弁でよかったんじゃないかと思います。

今、いろいろと、なんやかんや行ったり来たりしましたが、この事業を進める上において、補助金があるというのはご存じでしょうか。補助金というか、事業を進める補助金が国から出ているということをご存じでしょうか。

○議長（風口 尚） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

はい。この体制を整えるための補助事業として準備されていることは、存じ上げております。

重層的支援体制を整えなければならない事業として、子育てから高齢、困窮、障害と、あらゆる分野を全て網羅して整えないと、補助金がもらえないということをご存じ上げております。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 3年間の事業やというふうに私も教えてもろうたところもございました。

ただ、この事業を展開してもペナルティーがないということ、これはご存じですか。ペナルティーがないんですよね、はっきり言えば。

（「はい」と呼ぶ声あり）

○8番（北 守） はい、ないということで。ということは、努力義務の段階ですので、これからもっと町のほうも選択して考えていていただきたいと、こういうふうに思うわけなんです。

今日は、私も不慣れなそういう重層的支援事業のことについて、あるいはコロナ後のことについてお伺いしたんですが、一番最後に私が言いたいのは、いわゆるコロナで失われた様々な課題、そして、ポストコロナのことでいろいろな問題が分かってきましたと。それは何かというと、健康、運動、それから社会参加、栄養。この3つがもう大き

な課題やということで、その体制整備を急ぐ必要があるんじゃないかということなんです。

ただ、今も言ったように、玉城町は住みこちちナンバー2の町でございます。そういうふうな意味からいきますと、福祉のほうは大変高く他の市町からは評価されておる。中におったら分からんですけれども、他の市町から評価されている。

それから、もう一つ、これは町長にお伺いしたいんですが、三重県で、三重県の保健福祉事業の施策として取り入れた玉城モデルというのがあったんですよ。それ、もしよかったら説明願いたいんですが、私はこれは誇りやと思っていますので、その点、もし詳しく分かったら教えてください。突然、よろしいですか。

○議長（風口 尚） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） これは前の、今、代議士でありますけれども、鈴木英敬知事が県の施策として、県民健康対策会議を立ち上げるときに、ぜひこの玉城のモデルを発表してくれと、こういうふうなお話がありましたものですから、私も今、議員のほうからの説明の中にもございました、いろんな玉城版のネウボラをはじめ、ノーバディーズパーフェクト、あるいは、その他子育ての支援策等で取り組んでおること、そしてまた、少しコロナで行動制限がございまして、地域で実施をしておりました健康づくりの取組が縮小したりしておりますけれども、また、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、東京大学の飯島勝矢先生にご協力いただくような動きをしておると、こういうことでございました。

今のご質問の三重県が取り組むことに対して玉城のモデルを参考にしたいと、こういうことは実際あって、発表させていただいた機会がございましたこと、もう一つは、やはり度々議員がおっしゃっておられますように、コロナでの人と人とのつながりというふうなものが大変希薄になってきましたけれども、新しく新年度になりましてから、つい先日の福祉まつりをはじめ、いろんなところで、例えばまた冒頭申し上げましたように、各小中学校での運動会も入場制限もなく、大変活気がよみがえってきたなど、こんなふうに思っています。

これからも、せっかく玉城町を選んでいただいて、新しい住宅が小学校周辺に今も建っておるわけでございますので、そういった方々にやはり玉城町へ来てよかったなと思っただけのような、そういうきめ細やかな子育てや教育の施策というのは、これからは町の重点施策として進めていかなければならんと、こんなふうに思っておるわけでございます。

ありがとうございます。

○議長（風口 尚） 8番 北議員。

○8番（北 守） 要するに、玉城に住んでよかったと、これはさっきも言ったんですけれども、北海道からこちらへ赴任されて、それからずっと永住されたというふうな、いろんな方のお声を聞いております。何でやというと、やっぱり住み心地がいいという、

そういうことなんです。福祉が行き届いている。

最後になりますけれども、職員さんにとっては、コロナのときも大変でした。コロナ後においても重層型のやつが乗りかかってくる、仕事として。そういうときに、やっぱり住民の皆さんに迷惑のかからんような体制で人事のほうも考えていってほしいし、それで私たちの立場から言いますと、先進的な福祉の町であります。先進的な町であり続けるためにも、果敢にやっぱり新しいものに挑戦していただきたいと思います。そういうことで期待をしております。

また、身丈に合った投資というのはもちろんございますけれども、財政規範に乗りながらも、大胆な投資も含めて、やっぱり人の力、マンパワーしかないんですから、そういうふうな整備を大胆に推し進めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、8番 北守議員の質問は終わりました。

一般質問の途中であります。ここで10分間の休憩をいたします。

（午後2時47分 休憩）

（午後2時分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

〔7番 中西 友子 議員登壇〕

《7番 中西 友子 議員》

○議長（風口 尚） 次に、7番 中西友子議員の質問を許します。

7番 中西友子議員。

○7番（中西 友子） 7番 中西。

議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

1つ目は、感震ブレーカーの導入について質問いたします。

感震ブレーカーとは、設定値以上の地震の揺れを感知して、自動的に電気の供給を遮断し、電気出火を防ぐ効果的な器具です。各家庭に設置することで出火を防止し、ほかの住宅等への延焼を防ぐことで被害を大きく軽減することができると思えます。

質問として、県内他市町、ここでは亀山市を例に出しますが、今年度から感震ブレーカーに補助するように要綱を改正するなど、導入が始まりつつあります。町として、導入についてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 7番 中西友子議員の質問に対し答弁を許します。

防災対策室 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

それでは、中西議員お尋ねの感震ブレーカーの導入につきまして答弁させていただきます。

中西議員がおっしゃりますように、感震ブレーカーは、地震の際に通電火災の予防になるため、被害を軽減する効果があると考えております。

町におきましても、令和5年度からこの感震ブレーカーの導入を玉城町防災推進事業補助金の中で補助対象にしており、自主防災組織、または自治区を対象に購入費の50%を補助しております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、導入しているところもあり、補助も出しているということなので、自治区単位であると思うんですが、導入している自治区の数というのがお分かりでしょうか。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

現時点では、1自主防災組織のほうから申請がありまして、補助しております。

以上です。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、この感震ブレーカーのほう、値段のほうが低いものから高いものまでありますが、購入価格の2分の1で50%補助ということで、上限などを設定されているのであれば教えてください。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

この感震ブレーカーにつきましては、分電盤につけるものやコンセント、または簡易式のものなど、様々な種類がございます。

現在、補助につきましては上限を設けておりませんが、50%ということで補助させていただきます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、上限なしということですが、これ導入している自治区があるということは、2番目の質問にもかぶってしまうんですが、自治区、自主防災組織で購入となると、今のが欲しいとなってくると思うんです。使い方が簡単でというと、値段も上がってくると思われまして。自主防災組織で補助単位だと、戸数も多くなる。自治区購入でもそれなりの戸数がありますが、希望者のみの購入にするのか、自主防災組織であればその全体、全戸ということになると思われんですが、その点はいかがですか。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

こちらの補助につきましては、自主防災組織、または自治区で取りまとめていただい

て、申請してくるよう考えておりますので、取付けのほうも、自治区または自主防災組織のほうで行っております。

以上です。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、2番目の自主防災組織についてお伺いします。

自主防災組織については、組織数や活動内容など、定期的に情報として住民の皆さんにも広報されていますが、防災倉庫の購入や備蓄品の購入など、ニーズは多様にあると思います。

①の質問として、各組織での取りまとめは誰がしているのか、組織での購入品に対する補助はどんなものがあるのか、また、住民にホームページなどで公表することはないのか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

まず、取りまとめにつきましては、自主防災組織がある地区につきましては自主防災組織の中で、組織がない地区につきましては自治区で行っていただいております。

購入できる品目につきましては、防災に係る避難用具、救出用具、防災倉庫、備蓄食料などを補助の対象とさせていただきます。

周知につきましては、区長会や自主防災組織の交流会、避難所運営ワークショップなどで行っております。

以上です。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） それでは、購入できるもののリストなどは、区長や自主防災組織のリーダー的な方だけが見て判断するのではなく、その組織にいる方や自治区の住民の皆さんも見て、納得するようなものを購入すべきと考えています。そのように自治区の区長、または組織のリーダーに指導などはされる予定はありませんか。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

こちらの防災備蓄品等の購入につきましては、代表者から相談がありまして、その都度対応しておりまして、補助の対象になるものならないものをこちらで説明させていただいております。

以上です。

○議長（風口 尚） 7番 中西友議員。

○7番（中西 友子） では、情報の共有として、自分たちの自主防災組織、または自治区などの内容をほかの自主防災組織、自治区などと共有して、自分たちに足りないものがある気づきや、また、こんなものが購入できるなどの情報交換にも使用するために、ホームページなどで公開する予定がおありなのかどうかお聞きします。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

ホームページの公表というご質問ですが、先日も6月1日に自主防災組織の交流会を開催させていただきまして、その中で、他の地区がこういうものを購入しているというように紹介する資料を作らせていただいて、それを今後の参考にさせていただくようお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、②のほうの質問に移ります。

各公共施設が避難所となっていますが、防災倉庫と公民館などをセットにした避難所として、自分の必要なものがあらかじめ置けるようにしておけば、自宅からの持ち出し品も少なく、いざというときの避難もスムーズになるかと思いますが、行政としてどうしていくのかお聞きします。これは例えの話になりますが、南伊勢町などは、自分たちの防災用品を高台のところに設置して、持ち出し用品を備蓄しているところなどありますが、いかがですか。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

玉城町におきましては、各避難所等に設置しております防災倉庫に、避難生活に必要な物資や食料などを備蓄しております。備蓄している内容につきましては、地域防災計画の資料編に掲載しております、ホームページでも公表しております。

南伊勢町とはちょっと事情が違いますので、全ての自治区に防災倉庫があるわけではなく、自主防災組織がある地区におきましては、公民館や自治区で防災倉庫を独自で造っていただいて、そこへ備蓄していただいております。

町で避難物資を備蓄できる量には限りがございますので、やはり平常時から、自助・共助で必要なものを備蓄していただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） すみません。伝え方不足をちょっと痛感しております。

家族、子供などが多い家庭ですと、持ち出し品の数も多くなるので、あらかじめ避難場所ではないかもしれませんが、もうここに置いておけば、次の避難所、公共施設などの移動へも楽になるという、一時的なものでも構いません、思っていることとしては、そういう施策を取っていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（風口 尚） 内山室長。

○防災対策室長（内山 治久） 防災対策室長 内山。

施策というのは、備蓄品に対する施策ということでよろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） 7番 中西友子君。

もう1回、言ってください。

○7番(中西 友子) はい。行政のほうが用意しておいていただける防災倉庫とは違って、空の防災倉庫に、自治区、自主防災組織などの単位で、自分の持ち出し品を置けるようなところが必要ではないかと。その理由としては……、よろしいですか。

○議長(風口 尚) いいですよ。

○7番(中西 友子) その理由としては、家族の多い、子供の多いご家庭が備蓄品、家に置いてあるものをわざわざ持って避難所に1回で行くのは無理だと。中間地点で置けるようなところがあれば便利なのではないかということで、質問させていただいております。

○議長(風口 尚) 内山室長。

○防災対策室長(内山 治久) 防災対策室長 内山。

先ほどからの話、前段の話もあるんですが、防災倉庫というのを持っている自主防災組織が幾つかございます。そういうところはそこに、自治区の中でこういうものをそろえておりますというリストを作って、区民の方に周知していただいて、把握できるようにしております、その中で自分はまだこういうものが必要だということがありましたら、ご自身でそろえていただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長(風口 尚) 7番 中西議員。

○7番(中西 友子) では、自主防災組織は、区長でないリーダーを据えているところもあると思いますが、私、これずっと疑問だったんですが、自主防災組織のリーダーも区長、自治区のトップも区長、この違いはどこにあるんですか。

○議長(風口 尚) 内山室長。

○防災対策室長(内山 治久) 防災対策室長 内山。

自主防災組織、町内に22組織あるんですが、その組織の代表というのが全て区長さんではない組織があります。区長さんですと毎年替わりますので、別の方になっていただくほうが、こちらとしては組織の運営がしやすいということで、会合とかではお願いしております。

以上です。

○議長(風口 尚) 7番 中西議員。

○7番(中西 友子) 今後に期待ということで、次の質問に移ります。

人口減少抑制についてですが、通告書の中で、明石市の施策のことを私記載させていただきましたが、町としての施策もありますので、好転した施策全てを真似してはどうかとは言いませんが、人口減少を抑制するために私が思うことですが、現状として、低所得の子供の人数の横ばい、減少していないんです。この低所得層の子供を低所得から脱出させることが必要ではないかということと、移住定住の施策を町で取っていると思うんですが、移住者を求めるのであれば、全国での話なので人の取り合いになる。移住

者を求めるよりは、町内基盤を整えるほうが先決ではないかと考えています。同じお金をかけるなら、若者、10代、20代、30代への支援が必要ではないでしょうか。

それと、PDCAサイクルが時代に沿わない考え方となってきています。

その理由としましては、もしもの可能性やそういうことを考え始めれば切りがないという考え方が、現在浸透してきています。

なので、総合計画は10年計画となっておりますが、新規の見直し、新規の事業の創設、今やっている施策の削除なども、見直す中で必要となってくると思います。総合計画については、必ずその総合計画に合わせる必要がないと私は考えています。

そのような考え方の中でお聞きしたいことは、これからの政策、固定して続けていくもの、単発で対応していくものの単年度、中期計画、長期計画でお聞きしたいと思えます。

まず、単年度の施策についてどうお考えですか。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室 中川室長。

今ほど町の計画についてのお話を頂戴いたしました。

総合計画については基本構想10年ということで決定しておりますけれども、その間に基本計画5年ずつ、5年に一度見直しをするというようなことの計画であるということだけ1点、私のほうから補足をさせていただきます。

それから、中西議員、まとめますと、低所得者の子供への対応と、それから、移住定住の取組については少し否定的なお考えだということなので、そういった人口減少対策に対する単年度、中期、長期というふうなお尋ねと理解いたしまして、ご答弁をさせていただきます。

まず、移住定住対策よりも中の子育て支援対策をしっかりとすべきではないか。行政のサービスの質を上げるべきではないのかというふうなお尋ねかなと理解したわけですが、私ども、前段の議員さんなんかでもいろいろご紹介いただきましたとおり、幾つかの先進的な取組も入れながら、子育て対策、最重点課題ということで取組を進めてきたところをございまして、中西議員もよくご承知のことかと思えます。

この施策の現れかどうかは別といたしまして、県内でも非常にいい位置でご評価をいただいておりますところがその結果ということでございまして、併せて移住定住対策というのも、当然、単に移住される方も来るだけということだけでなく、玉城町のいろんな子育て施策であったり、それから住環境、総合的に判断をして移住をなさるといふようなこともございまして、まずは、当然中西議員のおっしゃるような中の施策をしっかりと整えた上で、外の方にもPRしないと、これは夢かなわずということになってしまいますので、考えとしては一緒ということになるかと思えます。

短期、中期、長期の事業については、私ども、まち・ひと・しごと総合戦略で定めた4つの基本目標でもって対応していこうということでございまして、PDCAの考え

方は少し古くなってきたよというご指摘もあるところですが、やはり計画を立て、実行し、チェックをし、またそれに対して対応策を取っていくという考え方は、今大きくぶれるものではないかなと思っておりますので、そういう考え方で持って事業を推進しておると。

お答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） 私のほうも大変失礼しております。3番目の質問に移るということを言い忘れたのと、何の説明もなしにいきなり質問に入ってしまったことはおわび申し上げます。

3番目の質問、今しているのは、人口減少抑制についてという内容で質問させていただいております。

先ほどちょっと先走り過ぎましたが、通告書にも書きましたとおり、児童手当の額も令和3年、4年、5年、予算書をたどっても減少傾向なんです。今までやってきている施策の結果としてこういう状態ならば、考えを新たにしたいほうがいいという意味も込めて、先ほどの質問となっているわけです。

総合計画の話は理解しました。

では、単年度の施策として、どういうことを町としてはこれからしていこうとしているのかお答えください。

○議長（風口 尚） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

単年度といたしまして、今年度の6月補正にも入れさせてもらっております、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する支援として、1世帯当たり3万円の支給をさせていただきたいと思っております。それが単年度の施策と、今年度させていただいております。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） それは国の施策と私は捉えているんですが、町独自として、中期計画、長期計画で計画しているよということであれば、単年度なくてもええかなと思いますが、中期、長期であるならばお答えください。

○議長（風口 尚） 中西室長。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

中期になるかと言われると、ちょっと何とも言えませんが、保健福祉課の管轄では、保育所の給食費の補助というのは今年度からさせていただきます。1か月1,700円の補助というのでさせていただくのが、まず中期。それと、長期的にというのであれば、玉城町では玉城版ネウボラの下、妊娠期から途切れない支援を実践していきまして、みえ発達支援プログラムCLMとか、それに対しての個別の指導計画をはじめ、相談支援に取り組んでおります。それが長期とさせていただきます。

具体的に言わせていただきますと、町独自で行っている助成といたしましては、新生児聴覚スクリーニングの助成3,000円、インフルエンザ予防接種の助成、1回につき2,000円、おたふく風邪予防接種の助成、1回につき2,000円で、今年度新たに始めさせていただきます、6月補正でも上げさせていただきました1か月健診の助成、上限が5,000円というのを上げさせていただいております。

以上になります。

○議長（風口 尚） 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

私どものほうから、今年度、単年度ということでお答え申し上げますと、子ども・子育て応援施策ということで、5年の当初予算でもう既に計上しておりますので、ご承知のことかと思いますが、小中学校の入学祝い金だったり、それから保育所・学校給食費の補助、それから、この補正でお願いしているのが学校給食費の補助費のプラスです。それから、就学援助世帯への支援、それから、1か月児健康診査の受診費の補助というようなことで、こういった取組を子育て支援対策の短期的なものということで実施しておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、単年度、中期計画という意味でも答弁いただきましたが、地域づくり室長の言われていた単年度施策という答弁の中で、それは中期、長期の計画、また継続という考えではございませんか。

○議長（風口 尚） 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

こちらの事業については、当然、今年度で終わるものというふうな理解はしておりませんが、今年度、県のみえ子ども・子育て応援総合補助金というのが出されまして、総額3,600万円が上限の補助というのも、メニューとして打ち出されたところでありますので、私どもの子育て支援対策というのもそういった補助金が活用できるのであれば、3年間たしか採択されれば出されるということですので、そういう補助の申請も活用しようというふうなところで取組を進めておるといことですので、そうならば、3年間というのは中期的には財源も確保でき、サービスも提供できということになりますので、決して単年度で終わるとい想定をしているものではございません。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） では、長期計画のほうで、先ほど出ました総合計画のほうです。

これ、私否定的な考えではなくて、結果の出なかったものやニーズに沿わないもの見直し、削除、新規の計画の策定などのことを質問したつもりだったんですが、否定的と捉えられてしまったのなら、そうかもしれません。

長期計画で人口減少抑制につながるような施策、総合計画にも記載されていますが、長期でやっていこうと思っている計画などがあればお答えください。

○議長（風口 尚） 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

まず、人口減少の度合いというふうなことを少しだけお話し申し上げますと、国勢調査の結果が出て、令和2年国調で玉城町が人口減少に転じたというところでございます。5年前の結果というのが1万5,431人だったということでありますので、そこからは約400人ほど減少したというふうなところでございまして、そういった意味で、人口減少を止めることはできなかったということは、1点そういうことか分かりませんが、世の中全体として、もともと推計で減少するというところでございましたので、減少が起きたということは、玉城町にとって非常に懸念されるべきことということでございました。

そのような中で人口ビジョンを立てながら、まち・ひと・しごと総合戦略ということで、これが今総合計画の中期と合わせた形になっていますので、6年間の計画ということで、いつもより1年長めの計画ということで計画をしておりますので、こちらの事業で掲載をしているものというのが、長期的な計画ということになろうかなというふうに思っております。特に中西議員の結婚、出産、子育てのあたりについては基本目標3のところを取組を書いておりますので、これが長期的な取組に当たる部分かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 先ほど答弁で、結婚、出産、子育てというお言葉が出ましたので、では、単身世代、今から結婚、出産、子育てに向かっていく、育てていく中で何というんでしょうね、人口減少にならないように地域の地盤を固めていくために、10代、20代、30代の支援、単身者へも必要だと思われまます。そこらあたりへの施策などもおありでしたらお答えください。

○議長（風口 尚） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

まず、10代、20代ということで、玉城町にずっとお住まいで、玉城町にずっとお暮らしの方というのは一つあると思いますし、多くの場合が就職であったり、大学の際に町外に出られるという方がありますので、そういった方々のUターンを促進するというのは移住定住施策の中でさせていただいております。

それから、じゃ、ずっと玉城町でお暮らしの方ということに関しては、出産、それから子育て、結婚の希望をかなえるというふうなところで、既にこちらについては制度化されましたが、不妊治療の補助であったりとか、それから、今度7月から実施させていただくのは玉城町の結婚相談窓口を設置しようということで、これは7月から具体的に実施させていただくということで、まずは、希望をかなえるという形の取組を地道に進

めていくというふうな段階かなと思っております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） ご答弁いただいた内容が、聞いていいのかどうかすごく迷うところなんです、結婚相談所の前に集える場所、七十二侯などがそういう場所だったかと思うんですが、今、生涯現役推進協議会が使われている施設が、七十二侯がそういう集いの場として創設されていたと思われるんですが、そこを飛び越して結婚相談ということになるのでしょうか。

○議長（風口 尚） 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

皆さん方が自力でといいますか、皆さん方で自由に集まっていただく場として、七十二侯をご活用いただいたり、それから生涯現役の窓口をご利用いただいたりということは、非常に自由な活動として何ら否定するものではございません。

ただ、なかなか第一歩というのが踏み出しにくかったり、ご家族が非常にご心配されて、どうしたらいいんだろうと悩みを抱えておられる。当然、在住もあれば在勤もあると思うんですが、そういった方々を対象といたしまして、まず第一歩を踏み出す、そんな取組として、結婚相談というような窓口の設置を今させていただくというふうなところでございますし、また、そういったよくあるマッチング、マッチングと言うとあれですが、イベントを実施させていただきたいなと思っておりますので、それは10代、20代、30代、特に大きく年齢をこだわりませんけれども、お若い世代から、そういう踏み出しの一步をご支援させていただこうという考え方でおるところでございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 中西議員。

○7番（中西 友子） じゃ、これから人口減少抑制について努力していただいているという認識で、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 中西友子議員の質問は終わりました。

これで本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月8日は一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また、提出議案に対する質疑の通告もありませんでしたので、6月8日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認め、6月8日は休会といたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時31分 休憩）

（午後3時32分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第41号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第3号）及び議案第42号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の各議案を予算決算常任委員会へ議案付託表のとおり付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認めます。

したがって、各議案につきましては、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

お諮りします。

議案精査のため、明日6月8日から6月13日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から6月13日まで休会とすることに決定しました。

来る6月14日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後3時33分 散会）